

調布市基本構想(素案)に対するパブリック・コメント手続の実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和4年9月9日(金)～令和4年10月11日(火)
- (2) 周知方法 市報(令和4年9月5日号, 9月20日号, 10月5日号), 市ホームページ, 市公式LINE, 市公式Twitter
- (3) 資料の閲覧場所 市役所5階企画経営課, 公文書資料室, 神代出張所, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)
各図書館・各公民館・各地域福祉センター(染地を除く), 教育会館, 総合福祉センター
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメールで市役所企画経営課まで提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 98件※(20人, 2団体)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見	18件
第1章「策定に当って」に対する意見	14件
第2章「まちの将来像」に対する意見	8件
第3章「分野別の将来像とまちづくりの基本方向」に対する意見	38件
第4章「まちの将来像の実現に向けて」に対する意見	20件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
1	全般			素晴らしい取り組みだと思います。 一方で、調布市役所や調布市議会は商店街に肩入れしすぎだと思います。 商店街は、自分の利益のためだけに税金で喫煙所を作れなどと陳情を出するような市民全体の利益を無視した利己的な組織なので、基本構想における調布市役所や議会の基本姿勢として商店街の方ばかり向かずに市民の方を向いてください。	市は、市政経営における基本的な考え方の一つとして「参加と協働のまちづくり」を掲げています。 次期基本構想素案においても、第4章第1節に「市民が主役のまちづくり」を掲げ、個人、団体、地域、目的を問わず、まちづくりの多様な主体が互いを尊重し、支え合い、相互理解に基づく連帯の輪を広げながら、豊かな地域社会の実現を目指していくこととしています。その中で、個人や団体を含めた市民と行政との適切な役割分担や連携の下、参加と協働のまちづくりをより一層推進して参ります。
2	全般			1. 今回策定される「調布市基本構想」を今年度末までに作成される「都市計画マスタープラン」に反映させてほしい。	(仮称)第6次調布市総合計画策定方針において、次期総合計画(基本構想・基本計画)の策定の前提として、「人口」「土地利用」「財政」を位置付けており、その中の「土地利用」については、次期都市計画マスタープランにおける「土地利用に関する基本方針」を踏まえることとして、相互の調整を図るものとしています。 なお、次期総合計画は、市の各施策分野において市民参加等を踏まえ策定した個別計画や、国・東京都等が策定した市域を包含する広域的な計画との整合性を確保しながら策定するとともに、次期総合計画と市の各施策分野における個別計画との関係を整理し、市全体の計画体系を明確にして参ります。 また、各施策分野における個別計画については、次期総合計画の検討と合わせ、必要に応じて見直しを行うこととし、同時期及び今後策定する予定の計画については、可能な限り、次期総合計画の内容や計画期間と整合を図るものとしています。
3	全般			3. 「調布市基本構想」は市民が理解しやすいものでなくてはなりません。冊子は専門用語等が記載されていてわかりづらいところがあります。 巻末に用語説明欄等を設けて説明書きがあると理解しやすいのでは 例えば ① SDGs ② セーフティネット ③ フェーズフリー ④ カーボンニュートラル ⑤ フードドライブ ⑥ デジタルディバイド対策 ⑦ 調布スマートシティ協議会 ⑧ ユニバーサルデザイン ⑨ ヤングケアラー ⑩ ICT ⑪ シュアサイクル ⑫ デジタルフォーメーション(DX) ⑬ ファシリティマネジメント など	いただいたご意見を踏まえ、冊子の巻末に用語解説を設けます。
4	全般			●今回の基本構想市民会議は、どの段階でたたき台が出されたかは不明ですが、市民参加の具体例であると思う。施策として大きな取り組みには、たとえば「ゼロカーボンシティを目指すための」、「PPPなど官民連携の手法が妥当かどうか?」など、市民会議などで、市民の意見や知見を利用したらどうか?	次期基本構想素案の策定に当たっては、公募による市民及び職員(調布市総合計画策定庁内検討プロジェクト・チーム)で構成する調布市基本構想策定推進市民会議を設置し、検討の初期段階から市民と市の協働により検討を進めて参りました。 令和4年8月に市民会議から基本構想素案(市民提案)が提出され、その内容を尊重しながら行政案としての基本構想素案を作成しています。 基本構想策定推進市民会議は、基本構想の策定を目的として設置した会議体ですが、基本構想に掲げるまちの将来像の実現に向けた施策・事業を位置付ける基本計画の策定に当たっても、市民会議委員から御意見を伺って参りたいと考えています。
5	全般			●次期基本計画の策定委員会に、公募市民は入れていないとのこと。学識経験者の中には調布市民ではない方もおられるのでは? 委員の構成で、市民と市外部の方の割合はどの程度でしょうか? また、メンバーは公表されていますか?	次期基本構想素案の策定に当たっては、公募による市民及び職員(調布市総合計画策定庁内検討プロジェクト・チーム)で構成する調布市基本構想策定推進市民会議を設置し、検討の初期段階から市民と市の協働により検討を進めて参りました。 また、総合計画等の策定・推進に関して助言を行う専門委員として、調布市総合計画策定推進委員を委嘱しています。具体的には都市計画や環境、福祉など各分野の学識経験者等を委員として委嘱していますが、当該委員は、基本計画の検討を行うための会議体の構成員ではなく、市に対して個別に助言を行う役割を担っています。 なお、基本計画の策定に当たっては、タウンミーティングやアンケート調査、パブリック・コメント手続等の市民参加手法を用いながら検討を進めて参ります。
6	全般			●市民参画のために、ホッとするふるさとをはぐくむ街づくり条例で認定する「街づくり協議会」を見直してほしい。 ・大上段に都市計画法があり、市民、行政がともに尊重し合って協議調整する場だと思うが、調布市では構成員は、該当地域の地権者であることが求められている。今の時代にタイヘン古臭い、狭量な規定だと思う。地域の商店街などは、いまだに大地主からの借地が多いのではないかと。借地の住民は差別されてきたのですか? そう言えば調布市では昔から「来たり者」と言って、新参者を疎外し、何十年もなじめない、なじませない風潮があった。それを、この時代に行政が「地権者のみ」と、憲法に抵触するような規定を作っているとは、信じられない。	市は、「調布市自治の理念と市政に運営に関する基本条例」において、「市民」を、市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業活動を行う者及び団体をと定義しています。また同条例において、市民の役割として、市民は、それぞれの立場において、まちづくりに参加する権利を有しており、自治の基本理念に基づき、まちづくりの主体として自らの意思と責任においてまちづくりに参加するよう努めるものとしています。

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
7	全般			<p>●「地域住民」だけでなく、調布駅前広場のようにそのテーマに関心のある市民を構成員とする「街づくり協議会」を、街づくり条例第2章に定めてほしい。</p> <p>駅前広場は基本的に交通結節点よりも、「市民の公園」的な要素を維持するべきだったと思う。市の顔である駅前広場は、2009年のデザインコンセプトによる安藤忠雄設計の楕円の線を特に東南側に残し、その側に日当たりの悪い、不自然な空間を残してしまっている。その分、西に大きく張り出して、広場の横幅をほぼ席卷するような広さであり、子どもから大人までの市民が憩える環境空間が狭くなり、動線がしっかりとれなくなっている。北側ロータリーと同じように、歩行空間をとて狭くしてしまった同じ轍を南ロータリーでも踏んでほしくない。これらの件で、一応の市民参加を経たけれども、「検討会を行なった」事実だけで、中身で反映されたとは思えない。対等の立場で対話の中でより市民のための広場にする協力を努力し合うべきだと思う。街づくり協議会の仕組みの見直しを。</p>	<p>市は、市政経営における基本的な考え方の一つとして「参加と協働のまちづくり」を掲げています。市民参加・協働の実践に当たっては、市における市民参加と協働の基本的なルールを定めた「調布市市民参加プログラム」等に基づき、取組の内容や場面に応じて、様々な市民参加手法を活用しています。今後も各部署が活用している個別の市民参加手法の適切な運用を図るとともに、御意見をいただきました内容も踏まえ創意工夫に継続的に取り組んで参ります。</p> <p>調布駅前広場については、第3章第7節に記載のとおり、着実な整備を推進し、魅力ある都市空間の形成を目指します。整備に当たっては、これまで交通管理者等との関係機関協議や市民参加を実践しながら決定した「調布駅前広場整備計画図」を基に進めていきます。</p>
8	全般			<p>●総合福祉センターの京王多摩川駅前移転計画が進められているが、これもほぼ大枠が決まってから市民への公表があった。センター内の社協が調布駅前の一等地にあることは、調布市が地域共生社会を具現化するための象徴であり、障がい者、高齢者、市民一般が支えられてきた場である。マネジメント計画で、他の施設と比べて優先順位が高いとも思えない中、令和7年度京王多摩川への移転計画となっている。これは隣接するグリーンホールの建て替えと連動しているとは思えない。</p> <p>浸水地区であることの大きなリスク、交通の不便、駅舎の不備(バリアフリーでない)など、利用者市民のためのリスクは大きく、今より良くなることではないと思う。今のセンター(社協)への一日の来場者は何人ですか？</p>	<p>本年2月に取りまとめた総合福祉センターの整備に関する考え方においては、新たな総合福祉センターについて、地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点とすることを基本理念に掲げました。</p> <p>この考え方の下、新たな総合福祉センターの整備においては、施設機能の充実に加え、支え合い活動や情報発信の拠点機能の充実を図ることにより、地域福祉の推進に向けた拠点機能の強化に取り組んで参ります。</p> <p>あわせて、地域共生社会の充実に向けて、京王多摩川駅周辺のまちづくりと連動した取組を進める中で、市民が気軽に立ち寄れる場を確保し、多世代、多様な主体が交流する機会の創出を目指して参ります。</p> <p>なお、令和3年度の総合福祉センターの来館者数は1万1000人余となっています(事務報告書より)</p>
9	全般			<p>●グリーンホールは、行革プラン2019以来社会状況が大きく変わった中で、それに見合った計画であるかどうか、現実的に費用面でも無理ではないか？ という基本的な見直しも必要ではないか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この時代、スクラップ&ビルドの環境への負荷も考えれば、市の文化の殿堂である今の外観を残したままの改築も視野に入れても良いのではないか？ ・一方、外階段を撤去することは、GHの事業化如何に関わらず令和6年には解体を始めると決まっているというが、こんな理不尽なことではない。2018年に、地下駐輪場工事のためにタコ公園の中高木54本を一斉撤去してしまい、その半年後に駐輪場計画が中止になったという勇み足が現にある。その後の4年間、半分以上の樹木を失った広場が、遮るものない日射しとアスファルトの輻射熱で、どんな灼熱の広場となったか？ 景観の喪失とともに多くの市民に迷惑をかけたことを忘れられない。外階段だけを撤去すると、グリーンホールは出入り口を失い、使い物にならなくなる。それだけはやめてほしい。GHは、たくさんの市民が利用する現役の文化の砦です。総合福祉センターの問題と共にゆっくり時間をかけて、市民を入れて考えるべきです。 	<p>グリーンホールは、調布駅前広場に接する好立地を生かしたまちの魅力を高める施設として、公民連携による事業手法や利用者等の意見を踏まえ、ホール機能の検討を進めて参りました。こうした中、コロナ禍による民間事業床に関する需要の変化等が明らかとなり、それらに対応した事業スキームを構築する必要があると考えております。そのため、現下の社会環境を踏まえたさらなる検討やその結果に基づく基本構想の策定など、整備に向けた取組を進めて参ります。</p>
10	全般			<p>●高齢者で、恵まれた人も半分ぐらいいるかもしれないが、いずれにしても、最近の3Kは、「経済、健康、孤独」と言われ、どの世代にも共通。しかし中でも働けない高齢者にそれらの困難は顕著。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的な困難をどのように支援するか、自治体ごとに競い合っている傾向もあるが、弱い人をどのように思いやるかという姿勢が基本になければならないと思う。 ・生活が苦しいので非課税世帯への給付金がほしいがちょっとした条件でもらえないという。相談に行けば親身に乘ることなく生活保護申請を勧められる、しかし親族への照会も相変わらずでしょう。本当に困っている人ににせつかくの給付金は届かない。バスのシルバーパス並みに出せないのか？ 	<p>第2章第1節「まちづくりの基本理念」において、人権の尊重を掲げる「個の尊重」を位置付けています。また、高齢福祉を含めた福祉分野について、第3章第3節の基本目標3の中に「みんなで支え合う、誰一人取り残されない、共に生きるまち」を位置付け、様々な困難を抱える市民が、住み慣れた場所で暮らし続けられるまちづくりを進めていくこととしています。</p>
11	全般			<p>●調布市は国内でも恵まれた地域にある。周辺には先進的な考えの首長がおり、それを支える議会も参考になる自治体があくつもある。それらの近隣自治体などに学び、連携してほしい。この時代、またこの先の環境危機や災害や経済や疫病などの困難が予想される中、是非困難を抱える層に視線を向けてほしい。</p>	<p>第3章第2節の基本目標2及び第3節の基本目標3において、子育て支援や困難を抱える子ども・若者、高齢者や障害者への支援を位置付けています。多様化・複雑化する課題への対応に当たっては、他自治体における取組事例も参考にしつつ、必要に応じて自治体間の連携も視野に入れた対応を検討して参ります。</p>
12	全般			<p>脱炭素とDXを積極的に進め、未来への希望溢れるまちにすることを希望します</p> <p><個別具体策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然豊かな調布の象徴と市民のくつろげる空間を提供するために調布駅前広場を芝生や樹木で緑化(池袋 RACINES FARM TO PARKのイメージ) ・調布市公立小中学校へ太陽光発電設備と蓄電池を設置し、災害時の非常用電源として利用できるようにする ・野川周辺のライトアップを継続できるように桜の木の保全する ・家庭の光熱費負担軽減・居住者の健康促進・地球温暖化抑制のため断熱リフォームの補助金を提供 ・行政手続きのペーパーレス化・モバイル化(例:図書館貸しカードをスマホアプリ化する) 	<p>第3章第8節に「1 脱炭素・循環型社会へ変革し、気候変動の抑制に貢献するまち」を位置付け、産学官民が一体となってゼロカーボンの実現に向けて取り組むこととしています。</p> <p>また、第4章第2節に「2 行政のデジタル化推進」を位置付け、行政におけるデジタル技術の活用を加速させ、市民の利便性向上を図るとともに、行政事務の効率化に取り組むこととしています。</p>
13	全般			<p>1、(全体)</p> <p>公文書の記載方法の中で「カンマ、」が使われていることが気になりました。日本の公文書としてカンマは問題がないのかどうかです。</p> <p>文化庁の文化審議会建議「公用文作成の考え方」について/令和4年1月7日 https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/93650001.html によりますと、 記載のように、「カンマ、」ではなく「読点 テン、」を使うようになっております。</p> <p>今後の調布市の公文書に関しては文化庁に従うほうがよろしいかと思います。</p>	<p>市における公文書の作成に用いる文の文体、用字、用語、形式等については、公文例規程に基づき、「(カンマ)」を使用しています。</p> <p>御紹介いただいた国が示した「公用文作成の考え方」を踏まえ、検討して参ります。</p>

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
14	全般			佐須の田んぼでも、どう残して、市民、こどもに伝え、調布らしさを生かしていくのか？試されるのではないのでしょうか？ 福祉センター移転の問題もそうです。 利用者に不便と分かっている、水害地域と分かっている、移すのは理念に反するのではないですか？	農地を含めた緑地の保全については、第3章第8節に「2 豊かな自然と人が調和し、水や緑を生かす、やすらぎのあるまち」を位置付け、豊かでぬくもりのある自然環境を次世代に継承するため、水と緑を守り育て、人と自然が共生するまちづくりを進めることとしています。 本年2月に取りまとめた総合福祉センターの整備に関する考え方においては、新たな総合福祉センターについて、地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点とすることを基本理念に掲げました。 この考え方の下、新たな総合福祉センターの整備においては、施設機能の充実に加え、支え合い活動や情報発信の拠点機能の充実を図ることにより、地域福祉の推進に向けた拠点機能の強化に取り組んで参ります。 あわせて、地域共生社会の充実に向けて、京王多摩川駅周辺のまちづくりと連動した取組を進める中で、市民が気軽に立ち寄れる場を確保し、多世代、多様な主体が交流する機会の創出を目指して参ります。
15	全般			はじめに：パブリックコメントの意見の概要を作成するにあたって、提出者の意見の趣旨を曲げられることがあるので、無断で要約しないこと。要約する必要がある場合は、必ず意見提出者の了解を得ること。なお、要約不要になるように簡潔に記載したつもりである。	調布市パブリック・コメント手続条例に基づき、パブリック・コメント手続の実施結果の公表に当たっては、提出意見を内容ごとに分類するなど、分かりやすい形での公表に努めることとしています。多数の意見を分類しつつ、御意見を踏まえ、できるだけ原文を掲載しております。 なお、提出された意見が長文の場合や意見数が多い場合、類似の意見が何件もある場合においては、意見の概要や、同じ趣旨の意見をまとめた形で公表することがあります。
16	全般			「調布市基本構想策定推進市民会議」のメンバーがどのように選出されたのか、根拠提示や説明も注記として素案に掲載してほしい。 行政内部と異なる多様な意見を住民から行う場として設けられている場合には、市長の任命による人選は避けるべきだと考える。 また、メンバーが親族同士であるような人選も行われることがないよう、規準やルールを設けてほしい。	次期総合計画の策定に当たり、市民全体での調布市の将来都市像の共有を目指し、計画の策定過程において市民の皆さんの意見を反映させるため、調布市基本構想策定推進市民会議要綱に基づき、職員と市民が協働して検討する組織として「調布市基本構想策定推進市民会議」を設置しました。なお、市民会議の市民委員は、公募により決定したものです。 また、市は、市政経営における基本的な考え方の一つとして「参加と協働のまちづくり」を掲げています。市民参加・協働の実践に当たっては、市における市民参加と協働の基本的なルールを定めた「調布市市民参加プログラム」等に基づき、政策等の内容に応じて、様々な市民参加・協働に取り組んでいます。今後も参加と協働のまちづくりを推進していく中で、市民参加手法の全般の運用改善や創意工夫に継続的に取り組んで参ります。
17	全般			基本構想全体に関する意見 「総合福祉センターの整備に関する考え方（素案）への意見」のパブリック・コメントにおいて多くの市民が「移転せず、調布駅前に存続すること」を望んで意見を述べたが、全く取り入れてもらえなかった 「市民一人ひとりがまちづくりの主体」「市民が主役のまちづくり」「参加と協働による共創のまちづくり」「自治によるまちづくり」と基本構想で述べながら、その実、本気で市民と協働してまちづくりを行う気がないのではないのでしょうかと疑いたくなる。「快適で利便性に富むまち」の実現のためにも、市民の意見に耳を傾け、市民の意見を取り入れて、まちづくりを行って欲しい。	市は、市政経営における基本的な考え方の一つとして「参加と協働のまちづくり」を掲げています。市民参加・協働の実践に当たっては、市における市民参加と協働の基本的なルールを定めた「調布市市民参加プログラム」等に基づき、政策等の内容に応じて、様々な市民参加・協働に取り組んでいます。今後も参加と協働のまちづくりを推進していく中で、市民参加手法の全般の運用改善や創意工夫に継続的に取り組んで参ります。
18	全般			総合福祉センターを調布駅前に残して下さい。 京王多摩川駅へ移転しないで下さい。 利用者の皆様が大変に困っています。	本年2月に取りまとめた総合福祉センターの整備に関する考え方においては、新たな総合福祉センターについて、地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点とすることを基本理念に掲げました。 この考え方の下、新たな総合福祉センターの整備においては、施設機能の充実に加え、支え合い活動や情報発信の拠点機能の充実を図ることにより、地域福祉の推進に向けた拠点機能の強化に取り組んで参ります。 あわせて、地域共生社会の充実に向けて、京王多摩川駅周辺のまちづくりと連動した取組を進める中で、市民が気軽に立ち寄れる場を確保し、多世代、多様な主体が交流する機会の創出を目指して参ります。
19	第1章	第2節	1	策定の意義・目的	○第一章の、いつまでも安全安心に暮らせる地域社会の実現に向けて、令和12年以降の人口減少社会をしっかりと視野に入れた計画にすること、子供・孫世代のために税金を無駄なく効率的に使うこと、を構想段階から明示してほしいと思います。 第2章4節において、市の総人口は、令和12年にピークを迎え、減少に転じることを見込んでおり、人口減少局面を見据えたまちづくりを進めることを明示しています。また、第4章第3節に「2 健全な財政運営と行政改革の推進」を位置付け、将来の世代に過大な負担をかけることがないように、健全な財政を維持し、中長期的な財政の見通しを持ち、財政基盤の強化に努めるとともに、事業の調整等を行うこととしています。

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
20	第1章	第3節	まちづくりの潮流と課題	<p>基本構想素案策定に当たって、市民と市職員とで構成する「策定推進市民会議」を設置し、その意見を基にまとめられていることを評価します。</p> <p>今回の素案では、現在の社会状況を反映した新しい概念(表現)が出てきています。「オリパラによる有形・無形のレガシー創出」「ゼロカーボンシティの実現」「SDGsの達成」「行政サービスのデジタル化」「NPO・企業・大学など多様な主体との協働(いわゆる産学官連携)による共創の取り組み」などですが、何より「人権に配慮した誰一人取り残さない施策」が必要です。基本計画では、きめ細かな個別計画を立てて下さい。</p> <p>具体的には、総合福祉センターの移転の再考、教育におけるデジタル化により取り残される子ども達への配慮などです。</p> <p>第3節 まちづくりの潮流と課題 ~その時々における地域課題や市民ニーズに的確に対応していくためには、社会的要請となっているバリアフリーを進めるためにも、障害者にとって、種々の状況が明らかに後退する、総合福祉センターの京王多摩川駅周辺への移転はやめるべきです。 総合福祉センターの現位置での存置がむずかしいならば、障害者のみならず、すべての高齢者にとってもバリアフリー化がほぼできている調布駅周辺で、移転先を考えて下さい。 たづくり、教育会館なども候補になり得るのではないのでしょうか。 京王多摩川駅周辺のまちづくりに、市の公共施設が必要なら、駅のバリアフリー化が当面見込めなくても、身体に危険に直面しかねない障害者ではなく、健常者の利用を基に移転候補を考えるべきです。 市の中心地である調布駅周辺において、障害者、高齢者が利用しやすい施設を拡充することこそが、「パラハートちょうふ」の趣旨にも適うものと考えます。</p>	<p>本年2月に取りまとめた総合福祉センターの整備に関する考え方においては、新たな総合福祉センターについて、地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点とすることを基本理念に掲げました。</p> <p>この考え方の下、新たな総合福祉センターの整備においては、施設機能の充実に加え、支え合い活動や情報発信の拠点機能の充実を図ることにより、地域福祉の推進に向けた拠点機能の強化に取り組んで参ります。</p> <p>あわせて、地域共生社会の充実に向けて、京王多摩川駅周辺のまちづくりと連動した取組を進める中で、市民が気軽に立ち寄れる場を確保し、多世代、多様な主体が交流する機会の創出を目指して参ります。</p>
21	第1章	第3節	まちづくりの潮流と課題	<p>●第1章 策定に当たって 第3節 まちづくりの潮流と課題 「9 住民自治の市政経営」を追加すべきである(「8 共創のまちづくり」にはいるかもれしれないが)。基本構想などで美しいスローガンを掲げているが、確たる目標もなく漂流しているような市政の劣化の実態がある。個人情報漏洩問題にみられるように市の職員の倫理観・意欲・行政運営の知識の欠如が目につく一方で、優秀な市民の知恵を使っていない。 情報隠蔽や漏えいを行うのではなく、情報公開を徹底し、市民参加のもとに、目標を明確にし、効率的な計画行政を行うことが急務である。</p>	<p>第1章第3節の「8 共創のまちづくり」において、市民や団体等の多様な主体と協力しながら施策を展開することが不可欠であり、これまでの参加と協働をより一層発展させ、行政との適切な役割分担の下、ともに考え、ともに行動し、地域課題を解決していく共創のまちづくりを進めることが必要であることを記載しています。</p>
22	第1章	第3節	1 まちづくりの潮流と課題 【人口構造の変化】	<p>2、第1章第3節1 人口構造の変化 「調布市は、本基本構想期間において、総人口に加え、年少人口、生産年齢人口ともにピークを迎え、老年人口は引き続き増加傾向を見込んでいます。また、1973年前後に生まれた、いわゆる団塊ジュニア世代が年齢を重ねることで、市における高齢化率は一段と高まることが見込まれます。」とあるが、基本構想に明記が求められる超高齢化対策として、隣接の稲城市・府中市と比して欠落している分野がある。それは市の関わる公営の葬儀・墓地がないことである。稲城市と府中市では共同で稲城・府中墓苑組合を作り、稲城市内に両市民が利用できる公営墓地「稲城・府中メモリアルパーク」と斎場「南山(みなみやま)ホール」を開設している。調布市には公営墓地も公営斎場もないが、ニーズが高まる中でこれらの隣接市に比べ施策上の取組において明らかに見劣りしている。市の総人口は2030年で頭打ちでそれ以上は減少に向かうことが予想されるが、これは人口の社会増から自然減への転換となる。この時期への対策として、基本構想に超高齢化時代の施策でどういった行政サービスが必要になるのか、墓地や斎場に限り、特に福祉分野で具体策を示すべきである。</p>	<p>第2章第4節において、人口減少局面を見据えた街づくりを進めるものとするを明示しています。</p> <p>また、高齢福祉の取組の方向は、第3章第3節の1「みんなで支え合う、誰一人取り残されない、共に生きるまち」において位置付けています。具体的な施策・取組については、今後策定する基本計画において位置付けて参ります。</p> <p>なお、葬祭場設置については、要望が多くあったことから、斎場用地の確保を行ってきた経過もありますが、しかし、近年、民間の斎場が周辺他市と比較しても多数立地してきていることや、親族や身近な親しい人だけによる葬儀を希望する方も増えているため、今後の取組について検討していく必要があります。</p>
23	第1章	第3節	4 まちづくりの潮流と課題 【新型コロナウイルス感染症対策・市民生活支援・地域経済対策】	<p>2、第1章第3節の4に記載されている「市民生活支援としてセーフティネットを有機的に機能させる」とは、具体的にどのようなことを指すのでしょうか</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民生活及び市内経済への各種支援策を有効に連動させることを示しています。</p>
24	第1章	第3節	7 まちづくりの潮流と課題 【市民サービス・行政・地域社会のデジタル化の推進】	<p>第1章第3節 ・行政手続きのデジタル化について、「デジタル化推進」や「DX」など抽象的な表現をしているだけで、方向性や具体的な取組、ロードマップが明示的に示されていない。</p>	<p>第1章第3節は市政を取り巻く社会情勢等の潮流や地域課題を整理し記載しているものです。具体的な取組は、今後策定する基本計画や(仮称)デジタル化総合戦略に位置付けていきます。</p>
25	第1章	第3節	5 まちづくりの潮流と課題 【防災・減災のまちづくり】	<p><意見1> 第1章 策定に当たって 第3節 まちづくりの潮流と課題 5 防災・減災のまちづくりに賛同するとともに下記の通り下線部分の追記を提案致します。</p> <p>日常的に使用・提供している、教育・スポーツ・環境分野等における施設機能や市民サービス、システム、エネルギーなどを、平常時だけでなく災害時等の非常時においても活用できるよう整備するフェーズフリーの考え方に基づくまちづくりに取り組む必要があります。</p> <p><賛同と追記理由> 災害時における業務継続機能を強化し、災害に強いまちづくりを推進するためには、避難された市民の方や働く職員が安全で安心かつ平常時の日常生活に近い環境を提供することが重要です。例えば、避難生活に必要な発電設備等の充実を進めるとともに、エネルギー供給途絶に対応するためには、多重化・多様化の観点が必要不可欠と考えます。さらに、災害による大規模停電発生時の災害対策本部等、災害対応拠点の機能確保と、72時間を超える停電に対する備えとして、高効率なコージェネレーションなどの自立分散型エネルギーシステムによる電源の自立化・多重化の設備導入を検討し、エネルギー確保を図ることが重要と考えます。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、第1章第3節の5の記載を追記しています。</p>

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方	
26	第1章	第3節	4	まちづくりの潮流と課題 【新型コロナウイルス感染症対策・市民生活支援・地域経済対策】	4. 新型コロナウイルス感染症対策等の「子どもへの支援」を軸に「セイフティネットの有機機能」を考えた場合、医療費の無料化が実現した今、学校給食費の完全無料化が必要だと思います。ぜひ具体化してください。	いただいたご意見については、今後策定する基本計画において参考とさせていただきます。
27	第1章	第3節	5, 8	まちづくりの潮流と課題 【防災・減災のまちづくり】【共創のまちづくり】	5, 8 ~産学官連携による共助の取組を推進するために、フェーズフリーの考え方を民間の資源の活用(スペース利用他)も視野に入れることが必要と思います。	市は多様化・複雑化する行政課題や市民ニーズに的確かつ柔軟に対応するためには、様々な主体と連携・協力しながら施策を展開していくことが不可欠だと考えています。
28	第1章	第3節	6	まちづくりの潮流と課題 【ゼロカーボンシティ調布の実現】	6. ゼロカーボンシティ実現のためにも、省エネルギーや循環型社会実現のために、市中にあふれる自動販売機の削減を進めて下さい。市民および市民団体と協働して進めて下さるようお願いいたします。	第3章第8節に「1 脱炭素・循環型社会へ変革し、気候変動の抑制に貢献するまち」を位置付け、産学官民が一体となってゼロカーボンの実現に向けて取り組むこととしています。いただいたご意見については、今後策定する基本計画において参考とさせていただきます。
29	第1章	第3節	6	まちづくりの潮流と課題 【ゼロカーボンシティ調布の実現】	1、第1章第3節6 ゼロカーボンシティ調布の実現 地球温暖化防止対策・脱炭素社会の実現が今後の地球において最重要事項であり、その対策は待ったなしの状況である。 調布市は、令和3年4月、2050年二酸化炭素の実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行った。市の基本構想の最上位に「ゼロカーボンシティ」実現を位置づけるべきである。市の施策で実施中もの、これから実施する施策ひとつひとつ「ゼロカーボンシティ」実現に資するものであるのかを点検しなければならない。 ①総合福祉センター移転、調布市グリーンホール建替と調布駅前広場工事現在の総合福祉センターは38年前に竣工したが、公共施設マネジメントの観点では60年間はハードとしての建物を維持する期間としており、建替えをする年限には到達していない。サッシや雨漏りなどの設備は修繕が可能であり、もし耐震性に問題があったとしても、耐震改修をすれば継続使用ができる。令和3年6月発行の総合福祉センターの整備に関する考え方(素案)の市民説明会が令和3年7月17日に開催された。 調布市福祉健康部からは、障がい者団体などへの説明として、建物設備老朽化と、建て替えを実施する場合は南面道路の拡幅対面通行化が地区計画となっており、セットバックを行うと建物面積が維持できず、移転の必要性が生じた。調布駅前で仮移転でなく、本移転する候補を探したが現時点で京王多摩川駅前アンジェ跡地に京王電鉄が建設する建物に入居することを案としてまとめ、市民に説明しているということであった。説明通りに総合福祉センターの建替えをすることが移転のトリガであるならば総合福祉センターを現存させることができれば移転をする必要性がなくなる。 移転が必要な真の理由は総合福祉センター北側に接する建物であるグリーンホールの建替計画である。調布市グリーンホールは、市の行革プラン2019において、高層ビルを現位置に建設して、建替え方式での更新を予定している。 2019年2月1日付の建設通信新聞「建て替えが決まったグリーンホール」記事で「総合福祉センターの解体後にグリーンホールを除却し、小島町2-47-1の敷地4798㎡に新たなグリーンホールを建設する」という市の計画を市民は知った。この建替計画は総合福祉センターが移転し、調布駅前広場の完成後、総合福祉センター除却工事が終了してからグリーンホールの除却と現位置での建替えをするという工事順序があり、三位一体の開発と言えるものである。 調布駅前広場の完成は、地下駐輪場建設中止や、ロータリー形状の一部修正などを経て令和7年度中の完成予定となっている。 総合福祉センターの移転は、総合福祉センター建物そのものの老朽化や当該建物の建替を実施した場合の道路セットバックの必要性からの移転理由の起因ではなく、グリーンホール建替を早期実現させるために前もって総合福祉センターが移転していなければならないというのが真相である。 行政経営部が総合福祉センター部分だけを切り出して、設備の老朽化や、総合福祉センターの建替えをした場合、セットバックが発生して建物を現位置で維持できないと説明するのは、市民に駅前の市有地の開発計画の情報全部を提示して説明会を開催して市民に是非を問うておらず、卑怯なやり方である。 まず、グリーンホールの建替方針を中止することが最善の選択である。 グリーンホール、総合福祉センター、調布駅前広場は隣接した土地であり、コロナ禍で税収の落込みが懸念される状況下では、一度立止まり、駅前全体の再検討をすべきである。グリーンホールの現位置建替を行わなければ、総合福祉センター除却の必要性がなくなり、移転が不要となる。 総合福祉センターを建替しなければ、南側地区計画道路のセットバックも不要となる。 調布駅前広場の工事期限も令和7年度までに必ずしも終了する必要がなくなる。 上記すべてが連動する。 グリーンホール、総合福祉センター両建物とも、市が施設維持を目標とする築60年未満の建築物である。耐震改修を行い、設備更新を行っても、建物全部を新築する費用より安価となる筈である。 建物再生の課題については建築家の青木茂氏が提唱する「リファイニング建築」(再生建築)工法がある。この工法は躯体を残して耐震・バリアフリーを行い、新築建築物同様に建築確認を行う。従来の建替と比して、工期7割、工費7割、CO27割削減と言われる画期的な工法である。 多摩地域北部の清瀬市「けやきホール」のように、築34年時点での建物を耐震性やバリアフリー問題を解決する改修工事を行うことが技術的に可能となっている。多摩市のホール施設「パルテノン多摩」でも令和4年4月大規模改修工事が竣工したが建替は行っていない。スクラップ・アンド・ビルドを行う時代ではなくなったのである。 また、調布駅前広場工事(令和7年度完成予定)については、南口ロータリー形状、噴水やバス停上屋などの設え、タコ公園の復活、樹木配置などについて課題がある。一度立止まることで、交通結節機能・イベント広場・市民の憩いの場の役割すべてをバランスよく叶えるために、行政と市民が協働して再検討することができる。ゼロカーボンシティを目指すために、駅前広場に以前のように大樹を多く配置することが出来、バス停上屋に透過ガラス素材のソーラーパネルを設置することや、調布駅前広場に市がこれから建築する新築の屋根にソーラーパネルを設置することもできる。 (次ページへつづく)	本年2月に取りまとめた総合福祉センターの整備に関する考え方においては、新たな総合福祉センターについて、地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点とすることを基本理念に掲げました。 この考え方の下、新たな総合福祉センターの整備においては、施設機能の充実に加え、支え合い活動や情報発信の拠点機能の充実を図ることにより、地域福祉の推進に向けた拠点機能の強化に取り組んで参ります。 あわせて、地域共生社会の充実に向けて、京王多摩川駅周辺のまちづくりと連動した取組を進める中で、市民が気軽に立ち寄れる場を確保し、多世代、多様な主体が交流する機会の創出を目指して参ります。 また、グリーンホールは、調布駅前広場に接する好立地を生かしたまちの魅力を高める施設として、公民連携による事業手法や利用者等の意見を踏まえ、ホール機能の検討を進めて参りました。こうした中、コロナ禍による民間事業床に関する需要の変化等が明らかとなり、それらに対応した事業スキームを構築する必要があると考えております。そのため、現下の社会環境を踏まえたさらなる検討やその結果に基づく基本構想の策定など、整備に向けた取組を進めて参ります。

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
				<p>(前ページからのつづき)</p> <p>②ゼロカーボンシティ実現のために街路樹・駅前広場の樹木を増やす目標を作る 街路樹に使用される樹木は、光合成によって二酸化炭素を酸素に変えるその機能により、地球環境問題の改善と直結している。地球温暖化防止を図り、脱炭素社会を目指すことが地球上の人類に課された喫緊の課題となっている。街路樹を増やすことがゼロカーボンシティ実現のために重要である。更に景観、市内環境問題・緑化改善に重要である。</p> <p>街路樹を増やすことが調布市環境基本計画の事業内容に明記されていないことは、街路樹の管理コストを減らしたいということを優先したいためと読み取れる。</p> <p>管理コストを減らすことや景観対策と称して、市内の街路樹を伐採してしまい、改良後の沿道の街路樹を減少させることがあってはならない。光合成を行い二酸化炭素を減らす役目をする樹木が減ることになり、「ゼロカーボンシティ」を目指す調布市の姿と矛盾する。街路樹は枯死や倒木の危険がある場合を除き、原則伐採せず、保全すること。また、「ゼロカーボンシティ」実現のために街路樹を含めた樹木を保全または増加させることをゼロカーボンシティを目指す方策として調布市基本計画に明記するべきである。未来の調布市が現在よりもっと緑豊かな街になるよう希望する。</p> <p>調布市は「調布市環境基本計画（概要版）」に「街路樹」の文言が一言も出てこないことをまず反省すべきである。令和3年度から7年度までの「調布市環境基本計画」に街路樹の文言は、施策2-①景観形成の推進の施策として、「街路樹等による連続した緑の街並みの創出・保全」が事業内容として記載されている。調布市環境基本計画 施策1-①緑の保全の項目で、「令和元(2019)年度の調査における調布市のみどり率は34.1%であり、近隣市と比べて比較的緑が残されています。しかし、みどり率は平成27(2015)年度から1.4ポイント低下しており、減少著しい都市農地をはじめ、住宅・事務所等の植栽、民間施設の緑といった民有地の緑が減少しています」との現況記載がされている。概要版において1-①緑の保全の項目の尺度は「公共が保全する緑の面積」で令和7年度149.85haとしている。</p> <p>調布市環境基本計画 施策3-①大気汚染防止の項では、自動車排出ガスによる大気汚染の防止に対する道路管理課の事業内容として「道路沿道における植樹帯の設置」が記載されている。</p> <p>街路樹を含めた樹木は、市内の緑化環境の維持・改善に必要なものである。大気汚染防止のための植樹帯設置のみでは道路管理課の行う事業内容として不足している。街路樹を増やすことが重要であるが、調布市環境基本計画の事業内容に明記されていない。上位レベルに相当する調布市基本構想に市内の樹木を増やすことを明記した上で、調布市環境基本計画の「緑の保全」に直結する施策として、街路樹保全・増加活動を事業として計画し、展開すべきである。</p> <p>③街路樹を市民の貴重な緑の公共財産として保全する 調布市街路樹管理計画で街路樹は、「道路緑化技術基準において景観向上・環境保全・緑陰形成・交通安全・防災の機能があるとされているほか、コミュニティ機能を有しています。」と記載されている。</p> <p>調布市街路樹管理計画「計画のあらまし 1. 背景と目的」の中での目的は、「将来を見据えた持続可能で健全な街路樹との調和を目指し、計画的に街路樹を管理していくことを目的」と記載されている。街路樹を道路法で規定された道路の付属物だけと捉えることはせず、調布市内全体の環境問題を改善させるための施策として、まず調布市基本構想において街路樹を増やすことを宣言し、樹木の減少はさせないこと、市内緑被率を低下させずに、街路樹を含めた緑化状況を改善させるべきである。</p> <p>④調布駅前広場の公園・樹木について道路上であっても都市公園条例により、タコ公園を復活させ、調布駅前を樹木あふれる広場とし、子どもの遊具や、従前の駅前に存在した噴水を造り、駅地下化以前の市民の憩いの広場として再生を図ることができる。アオギリ・イチョウ・ユリノキなどの樹齢の古い銘木はロータリー完成後も伐採しないことを求める。</p> <p>⑤個々の樹木の環境改善効果はツールを使って数値化し、周知する 街路樹(樹木)1本1本が地球環境問題にどのような影響を及ぼすのかについては、これまでは数値による評価が難しかった。</p> <p>2021年10月、東邦レオ株式会社(https://www.toho-leo.co.jp/)は、樹木がCO2(二酸化炭素)を吸収する量や大気汚染物質を吸着する量などを評価するみどり生態系サービス評価システム「U-GREEN」(Urban Green Resource and Effect Evaluation)のサービス提供を開始した。この「U-GREEN」により、樹木が持つ、光合成による二酸化炭素の吸収や大気浄化などの都市環境の改善機能評価、個々の樹木における炭素吸収量(※1)、大気汚染物質の削減量(※2)、雨水流出の削減量(※3)などの都市環境の改善効果を数値化することが可能となった。</p> <p>同サービスでは、指定したエリアの二酸化炭素、大気汚染物質、雨水流出量の削減効果を定量化し、地図上で確認できるほか、街づくりにおける緑化計画がどのような環境価値を生み出すのかについてシミュレーションもできる。</p> <p>調布市にはこのツールを用いて、街路樹(樹木)による環境改善効果を可視化して市民に周知することを実施して欲しい。特に調布駅前広場で、タコ公園閉園前と樹木伐採後を比較した環境影響調査を直ちに行なって欲しい。</p> <p>※1 炭素吸収量：光合成によって葉が二酸化炭素を吸収する量 ※2 大気汚染物質の削減量：樹木の葉の表面や内部に付着する一酸化炭素などの量 ※3：雨水流出の削減量：樹木が雨水を遮断するなどして下水道へ直接流出するのを防ぐ量</p>	<p>第3章第8節に「1 脱炭素・循環型社会へ変革し、気候変動の抑制に貢献するまち」を位置付け、産学官民が一体となってゼロカーボンの実現に向けて取り組むこととしています。いただいたご意見については、今後策定する基本計画において参考とさせていただきます。</p>
30	第1章	第3節	まちづくりの潮流と課題	<p>今回の調布市基本構想 第1章・第2章について 調布市における高齢化率は一段と高まるとの記載がありますが、今後増加する高齢者・障害者に対する健康・QOLの維持・疾病予防の記載内容が不足していると考えます。</p> <p>具体的には、今後の超高齢化社会では高齢者の在宅医療支援と合わせケアラー介護者の負担軽減、また障害者・障害児・医療的ケア児なども現在増加傾向であり重要な課題であると考えられます。まちづくりの潮流と課題でこれらの社会的弱者の健康維持増進のため口腔ケアを含む在宅医療支援の取り組みの検討をお願いします。</p>	<p>第1章第3節は市政を取り巻く社会情勢等の潮流や地域課題を整理し記載しているものです。御意見をいただきましたケアラー支援や高齢福祉・障害福祉、口腔ケアについては、第3章第3節において位置付けています。</p>

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
31	第1章	第3節	7	まちづくりの潮流と課題【市民サービス・行政・地域社会のデジタル化の推進】 2、(P4~5) 7 市民サービス・行政・地域社会のデジタル化の推進 個人情報を利用してしまふことに敏感な市民が多くおります、4~5ページの中で ①個人の情報の権利と保護 (市民の味方が大前提) ②市民のための利便性 (市民の利便性には、市民が道具側にもなりえる)を入れた方が良いと思います。 「・・・市民サービスのデジタル化が求められており、デジタルディバイド対策と個人の情報と権利の保護に十分な配慮を行いつつ、デジタル技術やデータを活用した市民のための利便性の向上を目指し、積極的な取組を推進していく必要があります。」	行政のデジタル化について、市は、マイナンバー制度を活用したオンライン転出や子育てサービスなど、諸手続のオンライン化や情報システムの標準化、さらなるキャッシュレスの導入等に対応します。こうした取組の推進に当たっては、外部の専門家の助言等を活用しつつ、情報セキュリティ対策を含めた人材育成にも取り組んでいきます。 また、市の公文書管理や個人情報保護制度の適正な運用に関する必要な対策を講じて参ります。
32	第1章	第3節	7	まちづくりの潮流と課題【市民サービス・行政・地域社会のデジタル】 第3節 まちづくりの潮流と課題 7 市民サービス・行政・地域社会のデジタル化の推進 地域社会のデジタル化において、デジタル健康管理システム等を構築し生涯にわたり市民の健康状態をスクリーニングすることで生活習慣病・遺伝性疾患など早期発見、予防が健康寿命の延伸につながると考えます。これは現在調布市で行っている、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施をさらに進める事が市民サービスにつながると考えます。	第1章第3節の「8 共創のまちづくり」において、調布スマートシティ協議会等、産学官民それぞれの知見や技術を生かし、創意工夫の下、連携・協働しながら、市における社会的課題の解決に向け、取り組む必要性について記載しています。 それを受けて、第4章第1節の「1 共創のまちづくりの推進」において、社会課題の解決に向け、デジタル技術の活用等による産学官民が連携・協働した取組を進めていくこととしています。 御提案いただいた取組は、高齢福祉施策を進めていくに当たって重要な点であることから、共創のまちづくりの取組の中で検討していきたいと考えています。
33	第2章			まちの将来像 ●第2章 まちの将来像 第2章 まちの将来像「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」という中身の無い夢や、第3節 目標年度「この基本構想は、令和12年度(西暦2030年度)を目標年次とします。」はよいが、それだけですかと聞きたい。夢のある各種計画を作るが、それらは現実の市民生活や市民さぼすの行政と乖離して、 <u>「絵にかいた餅」にしかかたっていない。現実をベースにした具体的な計画と実行と評価のPDCAサイクルが必要である。</u> たとえば、ハンディキャップを背負った利用者の不安を置き去りに、京王多摩川に総合福祉センターの移転計画が進められているが、この基本構想とどのようにマッチしているだろうか？アンジェ跡地の再開発という京王電鉄の救済策のために、弱者が犠牲にされる計画が進行している現実が覆い隠されている。	第4章第3節の「4 行政評価による行財政運営」において、個別の施策や事務事業については、その目的、優先性、成果、効率性等について、行政評価により検証し、改善等を図ることとしています。
34	第2章	第2節		まちの将来像 第2節 まちの将来像 共生社会△の想いを大切を実現するために、 産学官民の多様な主体が連携し、多様な生き方を認め合 い、 にぎわいやうるおいのある、地域の特性や資源など様々な魅力に満ちた、 彩りの大切にする共生のまち を目指します。 このため、まちの将来像を『ともに生き ともに創る 彩りのどの人も生き生き暮らす 共生のまち調布』とし、みんなで力を合わせて、まちづくりを進めます。	まちの将来像については、基本構想策定推進市民会議において議論を重ね決定したものであり、市民会議提案を尊重し、素案からの修正は考えてりません。
35	第2章	第1節		まちづくりの基本理念 5. 「調布市基本構想」に掲げられた「まちづくりの基本理念」は ① 個の尊重 ② 共生の充実 ③ 自治の発展 と記載されています また、「都市計画マスタープラン」の「まちづくりの理念」は ① ほっとするまちをつくる ② 自然との共生を意識してまちをつくる ③ 循環型のまちをつくる ④ 人がつなぐ、つながりあうまちをつくる ⑤ 住み続けられるまちをつくる と記載されています。 「まちづくりの基本理念」と「まちづくりの理念」との関係はどう理解すればよろしいですか。	基本構想における「まちづくりの基本理念」は、人権の尊重、平和や多様性、自治の理念など、第3章以降の分野別の将来像やまちづくりの基本方向の根底にある考え方を示しています。一方、都市計画マスタープランは市のまちづくりに関する最上位計画として、調布のまちづくりにとって大切にしていきたいことを市民と共に考え、「まちづくりの理念」としてまとめたものです。
36	第2章	第1節		まちづくりの基本理念 2. パラハート・調布 調布は福祉のまちとして知られてきました。福祉部門の職員の方の質の高さと誠実さにその伝統を感じます。そのために調布に越してこられた方もいると聞いています。 総合福祉センターが駅前にあることは、福祉のまち調布の理念を表すものでした。その福祉センターの突然の京王多摩川移転計画には愕然としました。移転先は水害のハザードマップに記載されている土地です。また京王線の駅のホームの危険性は誰の目にも明らかです。こういう土地によりにもよって障害のある利用者の多い施設を移すことは人権問題だと思います。どうしても市の機関を移す必要があるなら、他の部署の移転を考えるべきです。 この移転は、グリーンホール建替え問題とも関係していると思われます。中身ではなく「建物」を壊すのが目的のように思われますので、本末転倒にならないよう熟考をお願いします。	本年2月に取りまとめた総合福祉センターの整備に関する考え方においては、新たな総合福祉センターについて、地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点とすることを基本理念に掲げました。 この考え方の下、新たな総合福祉センターの整備においては、施設機能の充実に加え、支え合い活動や情報発信の拠点機能の充実を図ることにより、地域福祉の推進に向けた拠点機能の強化に取り組んで参ります。 あわせて、地域共生社会の充実に向けて、京王多摩川駅周辺のまちづくりと連動した取組を進める中で、市民が気軽に立ち寄れる場を確保し、多世代、多様な主体が交流する機会の創出を目指して参ります。

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方	
37	第2章	第1節	3	まちづくりの基本理念【自治の発展】	基本構想素案の文章についての提案です。二重線を引いた文言を消し、赤字(下線)の文言を加えて下さい。 第2章 まちの将来像 第1節 まちづくりの基本理念 3 自治の発展 地方分権が進展する中、地域の実情に応じた対応がより一層求められており、市は、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨に基づき、自治によるまちづくりを進め、活力ある地域社会を実現するため、平成24年12月に調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例を策定しました。 市民一人一人が、まちづくりの主体として、これまで以上に自分たちのまちは自分たちでつくるという 権利と自主・自立の精神と責任 を持って、共に力を合わせ、まちづくりを主体的に進めていきます。	「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」の前文を引用した表現としています。いただいたご意見は参考とさせていただきます。
38	第2章	第2節		まちの将来像	上っ面の華やかさを求めるのではなく、住んで心地よい町にするには知恵がいます。それには多くの人の意見を聴き、取り入れることが有効なのではないでしょうか？ ともに生き ともに創る 心地よいまち 調布 彩りはなんか落ち着きません。 CH OFUTURE も良いと思いません。 明日へ飛べ 調布 はどうですか？	まちの将来像及びキャッチフレーズについては、基本構想策定推進市民会議において議論を重ね決定したものです。 まちの将来像の「ともに生き」には、共生の観点から、ともに助け合って暮らすこと、人と人とのつながり、支え合って生きていくという思いを込めています。 また、「ともに創る」には、共創の観点から、これからのまちづくりに当たっては、多様な主体との連携が必要であること、そして、産学官連携による取組を進めながら、今後のまちづくりを展開していくことを表しており、皆が協力して、未来を創り出していくことを意味しています。 「彩りのまち」について、市は、これまでも、「新たな時代に更にのびやかに前進し花開くまち」を目指してきたところであり、まさに「彩り」については、色彩豊かな色とりどりの花が咲くイメージであって、人それぞれの多様性、まちの華やかな変化や、まちの魅力によって、人々を惹きつける要素を生み出していくことを表しています。 キャッチフレーズの「CHOFUTURE」は、調布「CHOFU」と未来「FUTURE」をかけた造語です。調布らしさを未来につなぐ想いを前面に出して、調布のまちが将来に向けて、さらに華やかな変化などを遂げていくイメージを持たせたものです。
39	第2章	第2節		まちの将来像	まちの将来像、 ○共生社会の想いを大切に、まちづくりをするのに、行政計画なのに共生社会の実現にめざし、実現に向けてならわかるが、想いはおかしいのでは？ ○活気と賑わいのある人が集まる楽しいまちとは、障害者、高齢者にとって活きずらい表現だと思う。まちに出たくない。思いやりとあるがとあるが、表現を変えてほしい。 ○自治の基本理念では、市民はまちづくりに参加する権利があるならすんなり入っていけるが、市民の責任のにおい参加しないといけないとの表現は強く、強制されているようで違和感がある。運営に関する基本条例のことも明記してほしい。	「共生社会の想いを大切に」には、これまで市民の皆さんとともに、共生社会の充実に向けて取り組んできた想いを引き継いでいくことを表現しています。 また、調布のまちが引き続き暮らしやすいまちとして発展していくためには、市民生活支援と合わせて、まちの活気や賑わいも重要な視点と考えています。高齢者や障害者にとっても暮らしやすいまちづくりを進めて参ります。 「自治の発展」についての表現は、「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」の前文を引用した表現としています。いただいたご意見は参考とさせていただきます。
40	第2章	第5節	6	まちづくりの基本目標	第5節 まちづくりの基本目標 6 調布ならではの魅力にあふれ、活気に満ちたまちにするために 既存の産業を支えつつ、多様な主体の挑戦や連携を後押しすることで、新たな価値を生み出し、発展するまちを目指します。また、 魅力調布の良さ を活かし、市民が誇りや愛着を感じられるまちを目指します。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
41	第3章			分野別の将来像とまちづくりの基本方向	●第3章 分野別の将来像とまちづくりの基本方向 新しい基本目標 「外環道陥没地域の復興」を追加すべきである。 調布市東つつじヶ丘で2年前(2020年10月)に起きた外環道トンネル工事による陥没・空洞、家屋損傷、低周波音などの健康被害は、約千戸の地域の重大災害という「公害」である。さらに地盤補修という街壊しがはじまり閑静な住宅街が工事現場に化そうとし、これから2年は続くとのことである。この地域の住民の生活権侵害を救済するために、外環道推進のための地域の安全から、地域住民の幸福の追求のための地域の安全・安心に市政を転換すべきである。	市は、外環道工事が市域で始まって以来、地域住民の生活の安全・安心の確保を最優先に本件に取り組んできました。 市民の生活環境を守る立場である地元市として、市民一人一人の御意向を尊重してきました。特に陥没事故発生以降は、被害住民の皆様の不安を和らげ、お困りになっている内容を事業者へ伝えることにより事態が好転するよう努めて参りました。 市の基本姿勢として市域における最優先事項は陥没箇所周辺における安全・安心の確保と不安払拭に向けた取組であると認識しています。 行政として本件により困難な事態に直面されている住民に寄り添った対応を継続して参ります。そして、そのような事態を打開するためにも、今後、事業者により、緩んだ地盤の補修や補償に向けた対応が進んでいく中で、地域住民が不安に感じている状況を確認し、事業者へ伝えるとともに、一人一人の住民に寄り添った誠意ある対応を行うよう、引き続き事業者へ強く求めていきます。
42	第3章			分野別将来像とまちづくりの基本方向	4. 第3章の8つの基本目標の施策が基本計画に反映されると理解してよろしいでしょうか。	8つの基本目標に基づき、基本計画の分野別計画(施策や事業)を検討していきます。

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
43	第3章	第1節	基本目標1【防災・防犯】	3、(P31) 1 安全に安心して住み続けられるためには、 ・環境汚染（PFASなどの地下水や水道汚染、大深度地下開発の生活汚染） ・感染症との関り を追加しても良いかと思われまます。 ・地震・噴火・水害 ・犯罪・事故 に並べるべきで企業災害や人災も含めたものを包括するべき災害だと考えます。	いただいたご意見を踏まえ、第3章第3節の「2 自分に合った健康づくりを通して、心地よくすごせるまち」に感染症対策を含む記載としました。
44	第3章	第1節 第7節	基本目標1【防災・防犯】 基本目標7【市街地整備、交通環境・道路整備】	第3章 分野別の将来像とまちづくりの基本方向 基本目標1【防災・防犯】、基本目標7【市街地整備、交通環境・道路整備】に関連してコメントいたします。 小学校周辺の防犯を意識したインフラ整備（市街地及びデジタル環境）への市行政としてのコミットメントを明記してほしいです。「素案」文面では基本目標1では組織・機関・市民の連携、啓発・相談体制など「ソフト面」での対策しか述べられていませんが、「犯行を計画しにくい」環境作りには、ハード面での対策が必須です。	地域での防犯体制の強化には、これまで、調布警察署と連携した取組とともに、通学路の安全対策・犯罪抑止につながる防犯カメラの設置等のハード面の整備に取り組んで参りました。いただいたご意見も踏まえ、引き続き、関係各課と連携しながら市の防犯対策に取り組んで参ります。
45	第3章	第1節	1 分野別将来像【防災】	<意見2> 第3章 分野別の将来像とまちづくりの基本方針 第1節 基本目標1【防災・防犯】 1 日頃から災害に備え、互いに助け合うまち【防災】に賛同するとともに下記の通り下線部分の追記を提案致します。 市民の尊い生命と大切な財産を守るため、震災や風水害等の自然災害への防災・減災を図り、行政が行う「公助」に加えて、自らの安全は自らが守る「自助」、地域で共に助け合う「共助」による取組を促進し、ソフト・ハードの両面から安全・安心なまちづくりを進めます。 災害に強い都市基盤やエネルギーインフラの整備、建築物の耐震化を促進するとともに、災害時の連絡体制や避難行動要配慮者支援などの防災体制の充実を図り、防災都市づくりを進めます。 <賛同と追記理由> 『自らの安全は自らが守る「自助」』について賛同します。災害発生した際、避難所に被災者が極端に集中してしまうと案外な避難生活を送ることは困難となります。例えば、家庭用燃料電池を利用して災害時でも自宅で居住を継続できる住宅の普及は重要と考えます。従来からの環境性への取組みに先進性・防災性の価値を付加する取組みが大きな意味を持つと考えており、中でも家庭用燃料電池は、エネルギーの地産地消による環境性に加え災害時の住宅機能維持にも貢献します。 追記理由は<意見1>と同様	災害に強いエネルギーインフラの整備は重要な視点であると考えますので、いただいたご意見は参考とさせていただきます。
46	第3章	第1節	1 分野別将来像【防災】	基本構想素案の大きな方向性についてはおおむね同意します。 細かい記述について、もう少し具体的な内容が必要と思いました。 第3章：分野別の将来像とまちづくりの基本方向 第1節 基本目標1【防災、防犯】 安全に安心して住み続けられるために 1 日頃から災害に備え、互いに助け合うまち【防災】 救急車や消防車などが入りづらい市道がまだまだ多く残っています。 これらは出来る限り、優先的に道幅を広げるなどの対応をこれから優先度を上げて欲しい。	第1章第3節の「5 防災・減災のまちづくり」に記載しているように、まちの防災力の向上に向けたまちづくりを推進して参ります。
47	第3章	第1節	1 分野別将来像【防災】	第3章 分野別の将来像とまちづくりの基本方向 第1節 基本目標1【防災、防犯】安全に安心して住み続けられるために 1 日頃から災害に備え、互いに助け合うまち【防災】 市民の尊い生命と大切な財産を守るため、震災や風水害等の自然災害への防災・減災を図り、行政が行う「公助」に加えて、自らの安全は自らが守る「自助」、地域で共に助け合う「共助」による取組を促進し、ソフト・ハードの両面から安全・安心なまちづくりを進めます。 災害に強い都市基盤の整備や建築物の耐震化を促進するとともに、災害時の連絡体制や避難行動要配慮者支援などの防災体制の充実を図り、防災都市づくりを進めます。 <u>災害時すぐに駆け付ける職員、また市内在住の職員多いことが必要であり、職員構成を考慮します。</u>	災害時の速やかな職員参集は重要な視点でありますので、いただいたご意見は参考とさせていただきます。

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方	
48	第3章	第1節	1	分野別将来像【防災】	<p>3、第3章第1節 安全に安心して住み続けられるために</p> <p>第3章第1節1 日ごろから災害に備え、互いに助け合うまち【防災】について市民の安全・安心な暮らしのために、減災を特に行うべき具体的な対象箇所が基本構想に記載されないのはおかしい。以下、市内で重要な災害リスクを減じるべき箇所を記載する。</p> <p>①調布飛行場の問題を防災対策の第一に掲げる調布飛行場付近の富士見町の住宅地で、2015年7月26日に調布飛行場を離陸した小型飛行機が住宅地に墜落し、死傷者12名、住宅10棟が火災が発生した。小型飛行機に乗っていた2名と、住民1名の計3名が死亡している。当該飛行場は都営通勤空港であるが、航空施設のある自治体として、天災ではない航空機の墜落という災いを防止することが市内における防災の第一に挙げられなければならない。今日でも市内住宅地や駅周辺など市街地で最大19人乗りの旅客機が低空で頻りに飛んでいるのを目の当たりにする状況である。市は令和4年7月26日に市長メッセージを発表した。そこでは具体的な動きとして、「登録がある全17機の自家用機の分散移転に向け、都営大島空港における施設等の整備と併せた移転協議の着実な推進、より一層の騒音軽減方策の実施を求めてきました。加えて、住民からの声を受け止めつつ、安全確保の観点も踏まえたデジタル技術の活用による飛行ルート の把握及び可視化のほか、日々の運行状況に係る情報提供の拡充などについて、東京都に強く求め、協議を重ねている」とある。本基本構想においても市は空港のある自治体としての航空機事故のリスクを最重要として位置づけるべきである。当該飛行場は伊豆諸島航路で一般旅客が利用し、市内外からの移動に関わる重要な交通施設であることは言うまでもないが、都に利用推進か、抑制を求めるのかのスタンスを示すことが求められる。</p> <p>②総合福祉センターの移転 市が進める総合福祉センターの京王多摩川への移転に反対する。理由は、防災観点においては、浸水ハザードマップの被害リスクのある立地であることが挙げられる。他に移転先最寄り駅となる京王多摩川駅施設が、身体障害者・高齢者などの総合福祉センター利用者にとって、危険と言えるが、その点は3、第3章第7節の意見として後述する。</p> <p>基本構想素案第3節5 防災・減災のまちづくりで「令和元年台風第19号では、市制施行以来初となる、避難勧告を発する風水害となり、市内で床上浸水などの多数の被害が発生しました。気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害や暑熱への対策が求められています。」とある。市が進める総合福祉センターの移転は、災害リスクを減らす「減災」に逆行する施策であり、直ちに移転に関する施策を中止すべきである。</p> <p>総合福祉センターが京王多摩川へ移転することで予想される重大なデメリットとして、多摩川浸水被害リスクが挙げられる。平時よりバリアフリーを必要とする市民にとって、浸水被害発生時に住民が避難をしなければならない箇所にあえて移転をする理由はない。京王多摩川駅周辺は、現総合福祉センター所在地より、国分寺崖線の一段下の河川流域にあたる低地となっており、調布市洪水ハザードマップ上の浸水深は5mで、台風の浸水被害が予想される地域である。</p> <p>令和元年台風では、多摩川流域で染地地域を中心に浸水被害が発生した。もし、垂直避難ができたとしても、建物内の人は脱出できず孤立する。</p> <p>総合福祉センターは調布市社会福祉協議会ほか、障害者等のための通所型の福祉施設である。来所者は建物に到達できず、福祉サービスの核である総合福祉センターの在勤・在所利用者も水に囲まれた島のようになって孤立してしまう。要支援者は小学校等の避難所では他の市民と同じような避難生活が難しく、総合福祉センターに避難したいが、移転後の立地では避難先として向かうことができない。新築建物建設時の地盤のかさ上げを行ったとしても、有効な対策とはとても言い難い。</p> <p>③多摩川住宅地区計画と団地建替について ハザードマップ浸水被害のリスクのある地域で、人口を増やす開発行為は止めるべきである。染地地域の多摩川住宅地区地区計画(平成29年9月29日決定)では多摩川住宅の建替えによって地域の計画人口を6,000人から14,000人に増加させる計画となっている。直近に実際に浸水被害が発生した地区で人口を増やすこととなる地区計画の見直しをせず、多摩川住宅の団地を高層化する建替えによって人口増加を図る施策を進めることは、今後多摩川、根川等による浸水被害発生時、被害を受ける市民を増やすことになり、防災・減災の観点から逆行してしまう問題のある地区計画である。</p> <p>令和元年台風では多摩川住宅と同様に羽毛下の低地にある染地小学校、杉森小学校、第三中学校は浸水被害リスクがあり、避難所としては使えないため、市内の避難所は既に不足していた。今後もこの地区での浸水被害避難場所としては、上記小中学校は使用できない。</p> <p>また、高層化された建物で垂直避難し、避難所を使用しなかった場合でも、避難できないことは地区に孤立する市民が多数発生することとなってしまい、地区市民の健康・安全に著しい問題をもたらす。よって多摩川住宅地区地区計画として人口を2倍以上にする計画は常軌を逸していると言える。(次ページへつづく)</p>	<p>調布飛行場については、現状を拡大させないことをはじめ、安全と騒音対策を十分に講じること、飛行場の運用に一定の制限を設けること、飛行場の管理運営に関する事前協議システムの確立を条件に飛行場の存続を認めることといたしております。</p> <p>受入れ条件については、平成9年に締結した協定において27項目が定められており、離着陸回数や機能の制限のほか、安全対策や騒音対策などに関する内容が規定されております。</p> <p>東京都に対しては、調布飛行場の設置管理者として、調布飛行場に関する歴史的経過や小型航空機墜落事故を決して風化させることなく、今後も飛行場の万全な安全対策や厳格な管理運営の改善、強化に不断に取り組むよう求めています。</p> <p>本年2月に取りまとめた総合福祉センターの整備に関する考え方においては、新たな総合福祉センターについて、地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点とすることを基本理念に掲げました。</p> <p>この考え方の下、新たな総合福祉センターの整備においては、施設機能の充実に加え、支え合い活動や情報発信の拠点機能の充実を図ることにより、地域福祉の推進に向けた拠点機能の強化に取り組んで参ります。</p> <p>あわせて、地域共生社会の充実に向けて、京王多摩川駅周辺のまちづくりと連動した取組を進める中で、市民が気軽に立ち寄れる場を確保し、多世代、多様な主体が交流する機会の創出を目指して参ります。</p> <p>染地地域における浸水被害対策については、令和元年台風の被害状況を踏まえた各種取組により、防災・減災を進めて参ります。</p> <p>外郭環状道路について、市は、工事が市域で始まって以来、地域住民の生活の安全・安心の確保を最優先に本件に取り組んできました。</p> <p>市民の生活環境を守る立場である地元市として、市民一人一人の御意向を尊重してきました。特に陥没事故発生以降は、被害住民の皆様の不安を和らげ、お困りになっている内容を事業者へ伝えることにより事態が好転するよう努めて参りました。</p> <p>市の基本姿勢として市域における最優先事項は陥没箇所周辺における安全・安心の確保と不安払拭に向けた取組であると認識しています。</p> <p>行政として本件により困難な事態に直面されている住民に寄り添った対応を継続して参ります。そして、そのような事態を打開するためにも、今後、事業者により、緩んだ地盤の補修や補償に向けた対応が進んでいく中で、地域住民が不安に感じている状況を確認し、事業者へ伝えるとともに、一人一人の住民に寄り添った誠意ある対応を行うよう、引き続き事業者強く求めています。</p>

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
				<p>(前ページからのつづき)</p> <p>④浸水被害対策について、国の施策との整合性 昨今、河川の氾濫対策は「流域治水」として河川流域において浸水リスクのある土地の開発を制限して、リスクそのものを低下させることが国の施策である。国の国土強靱化基本法・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律と上位の国土強靱化基本法において、流域治水への変換が図られ、令和3年の特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律で浸水被害リスクのある地域の開発は抑制される方針が出ている。</p> <p>国は令和元年台風被害後の国土強靱化基本法に基づく国土強靱化年次計画2020（令和2年6月18日国土強靱化推進本部決定）で「流域治水」への転換を図るとしている。</p> <p>気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、これまでの河川、下水道などの管理者が主体になって行う治水対策に加えて、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流域のあらゆる関係者により流域全体で行う治水、「流域治水」へ転換し、以下a～cの対策が盛り込まれている。</p> <p>a.氾濫を防ぐための対策 b.被害対象を減少させるための対策 c.被害の軽減・早期復旧・復興のための対策 を多層的に進める。あわせて、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラを、官民連携・分野横断により推進し、雨水の貯留・浸透を図る。</p> <p>また、国土交通省社会資本整備審議会が令和2年6月水災害リスクが高い区域における開発抑制の強化、よりリスクの低い地域への誘導策の推進の答申を行った。</p> <p>その後、令和3年2月2日閣議決定された特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案では近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化する気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算（20世紀末比）、降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法案」を整備する必要があるとされ、以下ア～ウの水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫を行うものとされている。</p> <p>ア.浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認 イ.防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進 ウ.災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化</p> <p>国の国土強靱化基本法・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律に対して完全に国と市の施策が矛盾し、不整合となる。わざわざ浸水被害が予想される地域に市の重要施設を移転させることは論外である。</p> <p>「調布市国土強靱化地域計画」と連携する観点においても、浸水リスクのある多摩川地区や染地地区では人口を増やすことにつながる開発行為（多数の人の利用施設や団地の戸数増を伴う建替等）は制限させなければならない。</p> <p>⑤外環道陥没事故 2020年10月、東つつじヶ丘で大深度地下40mで工事が進められていた外環道シールドトンネル工事で陥没事故が発生した。市道の直下で発生した事故である。市は市民の側に立って安全を最優先した取組を行わなければならない。地盤の状況により、地域全体の危険が予想される場合には、今後市が先頭に立って工事の中止を求める覚悟が求められる。</p>	
49	第3章	第2節	基本目標2【子育て支援、学校教育、子ども・若者】	<p>第3章 分野別の将来像とまちづくりの基本方向について 第2節 基本目標2 子育て世帯には、仕事との両立や自らの疾病・障害、親の介護、貧困などさまざまな課題があるなか、核家族での子育て、希薄な地域関係の中での子育てなど困難な状況が続くと考えられますのでより重点的な支援策をお願いします。</p>	<p>妊娠期から子育て期にわたるライフステージの状況に応じた切れ目ない支援に取り組んでいきます。</p>
50	第3章	第2節	2 分野別将来像【学校教育】	<p>第3章 第2節 基本目標2 学校教育において、個性を尊重し、個に応じた教育を実現するためには、正規教員の増員が不可欠です。国、都への要望にとどまらず、市の教育予算を増やし、市独自の正規教員を配置して下さい。</p>	<p>子どもたちが安心して学び成長できるためには、教員の確保は重要な視点でありますので、いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
51	第3章	第2節	2 分野別将来像【学校教育】	<p>4、(P33) 「それぞれの個性を尊重し、主体的な学びに繋がる学校づくり」の部分ですが、</p> <p>現在は、学校の教育の根幹が型枠ががちり固められているのであって、個性を尊重しても、学びは統一されてしまっています。</p> <p>進むべき方向は、学校がどこも同じ金太郎飴ではなく、それぞれが多様性のある教育プログラムで構成され、多様な魅力ある独自性のある学校であることが必要で、幅広い個性と学びからこそ、次世代の未来を創造する大人が育っていくはずで。</p> <p>「・・・主体的な学びに繋がる、多様で魅力的な独自性のある学校づくり・・・」 のほうが今後は先進国に肩を並べる人材を創出できることと思います。</p>	<p>魅力ある学校づくりは重要な視点でありますので、いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
52	第3章	第2節	2	分野別将来像【学校教育】 6. 学校と地域の連携。校長が変われば学校が変わる。 「学校長が変われば学校が変わる」 地域と連携した学校運営の「本気度」 校長は人事異動によって、「前任の校長から新しい校長に代わる場合」「校長は異動によって意識を変える。校長の在任期間中の取組みは「実態把握」「問題発見力」「危機意識」がある 調布市の教育目標である「学校と地域との連携」に関しての取組みは期待した成果は低い。管理職を通じて『学校と地域との連携した学校づくり』に取り組んでいく本気度は見えない。学校の教育目標はお題目であり、ボランティアは「個性」の「理解不足」。 「地域学校協働活動」に期待する資質と能力を育成。 コーディネーターの研修・交流の機会の設置②ネットワークの活性化、仲間づくり「パートナーづくり」 【今後さらに取り組むべき課題】 新しい市民社会の構築「中間支援」 「基盤整備と環境整備」の取組 ●市内は基本計画の実現に向けて「他分野の取組みをマネジメントできる体制が必要」 ・業務の集約化、拠点化による効率化を図っていく。	地域と学校の連携は重要な視点でありますので、いただいたご意見は参考とさせていただきます。
53	第3章	第3節		基本目標3【福祉、健康づくり】 第3節 基本目標3 福祉・健康づくり 1 福祉 共生社会を目指すうえで、障害者・障害児そして在宅療養者の口腔ケアを含めた支援が必要であり、「地域で支える障害者歯科医療の推進」・「在宅療養者のQOLを支える歯科医療体制の推進」は福祉の重要な課題であると認識しているため追記を希望します。 2 健康づくり 生涯にわたる口腔機能の維持・増進は、食べる・話す・笑うなど健康づくりの基本であり健康寿命の延伸にもつながります。今回の基本構想において口腔ケアの重要性をより強く示すため、「かかりつけ歯科医での予防管理の定着」・「医科歯科医療連携の全身疾患重症化予防の推進」の追記の検討をお願いします。	いただいたご意見は、具体的な取組を位置付ける基本計画の策定に当たって参考とさせていただきます。
54	第3章	第3節	1	分野別将来像【福祉】 第3節 基本目標3【福祉（高齢者福祉・障害者福祉・地域福祉）、健康づくり】 1. みんなで支え合い、いつまでも心穏やかに暮らすために みんなで支え合う、誰一人取り残されない、共に生きるまち 【福祉】 多様なニーズや幅広い世代に応じたきめ細かな相談・支援体制の充実を図るとともに、子ども・若者から高齢者まで、地域で支え合いながら、居心地の良い居場所づくりを推進し、住み慣れた場所で暮らし続けられるまちづくりを進めます。 認知症支援や介護予防事業などを実施するとともに、高齢者と地域のつながりを創出し、地域での見守りの取組を進めます。 関係機関が連携し、ケアラーが気軽に相談できる環境づくりに取り組むとともに、その負担を和らげるための支援につなげます。 生きづらさを抱える人が少しでも生活しやすくなるよう、困難を抱える方への理解の促進を図ります。 デジタル技術を活用し、様々な相談・支援に関する情報発信を強化するとともに、市民の情報格差を解消するデジタルデバイス対策を推進します。 誰もが安心して暮らせるよう、障害理解の促進と併せて、ユニバーサルデザインを踏まえた視点から、歩行が困難な方や、ベビーカーの利用者でも利用しやすい施設等のバリアフリー化など、ソフト・ハード両面の整備を促進します。加えて、その施設がどこにあるかが大切です。	市は、市内の公共施設のほか、医療施設や商業施設など幅広く施設のバリアフリー状況を取りまとめた「バリアフリーハンドブック」を発行しています。今後も、こうした情報発信にも努めていきます。
55	第3章	第3節	2	分野別将来像【健康づくり】 「○医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携を図り、感染症対策や受動喫煙防止のための施策等を推進し、現代の多様化する健康課題の解決に尽力します。」 という記載は大変良いです。 一方、以下のような課題もありますので、このような方針に基づきしっかり解決してほしいです。 (1)調布市受動喫煙防止条例13条2項に定められている小中学校への受動喫煙や禁煙に関する教育が十分になされていません。 (2)令和3年度市民意識調査によれば、調布市受動喫煙防止条例の認知率が5割を切っており、受動喫煙対策のさらなる推進が必要です（縮小すべきではない）。 (3)憲法98条2項で誠実に遵守することが義務づけられている、世界保健機関タバコの規制に関する枠組み条約5条3項および同ガイドラインにおいて、議員や行政はタバコ産業や販売業者の干渉を受けてはならない、と定められていますが、調布市の環境政策課等一部の部署や職員、調布市議会の一部の議員が、タバコ販売関係者に利するような言動をしています。こうした言動がコンプライアンスに反することを今一度市内および議員に周知徹底する必要があります。 (4)現在の方針に基づき、公費で喫煙所を作るべきではありません。 (5)調布市が登録している「こどもの家」にいくつもの喫煙可の施設があり、未成年者の喫煙可能施設への立ち入りを禁じた健康増進法や東京都受動喫煙防止条例違反となっているばかりではなく、子どもが逃げ込む先が子どもが身体的に害される場となっており、調布市が児童虐待を推進してしまっている。	いただいたご意見は、今後の受動喫煙対策を進める上での参考とさせていただきます。

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方	
56	第3章	第3節	2	分野別将来像【健康づくり】	2 自分に合った健康づくりを通して、心地よくすごせるまち【健康づくり】 スポーツに取り組みやすい環境づくりや生活習慣病予防、がん対策を推進するとともに、地域・医療機関・企業等との連携により、現代の多様化する健康課題を解決し、市民一人一人の理想の、 <u>それぞれに適した</u> 健康づくりを実現できるまちづくりを進めます。 がん等に罹患した場合でも、病気やその後の人生と向き合うことができる仕組みを、医療機関や企業等との連携により構築します。 様々なライフステージに応じた食育及び歯と口腔の健康に関する普及啓発と、健康寿命の延伸に向けた健康づくりの取組を推進します。 孤立させない地域づくりによる自殺防止の取組など、一人一人に寄り添ったところの健康づくりを推進します	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
57	第3章	第3節	2	分野別将来像【健康づくり】	5、(P36) 「スポーツに取り組みやすい環境づくりや生活習慣病予防、がん対策を推進する・・・」 意見した、生活習慣・がん対策を織り込んでいただきましてありがとうございます。	今後、健康づくりを進めるに当たって生活習慣病予防やがん対策は重要な視点となることから、取組の方向として記載しています。
58	第3章	第4節		基本目標4【生涯学習・スポーツ・レクリエーション】	第4節 基本目標4【生涯学習、スポーツ・レクリエーション】 ○【生涯学習・社会教育、スポーツ・レクリエーション】社会教育の文章を加えて下さい ○市民が安全・安心かつ快適に学びことができるよう、図書館、公民館、博物館をはじめとする既存施設の利便性を…。公民館の文章を加えてください。 ○平成2年に中央審議会において「生涯学習振興法が制定」、平成18年「教育基本法が改正」され、その中では特例として生涯学習を市長部局に置くことができる」とされている。 調布市においては、平成13年4月に教育委員会から生涯学習部門を市長部局に移管された。その移管は急であつたので、市民、社会教育現場は戸惑った。教育委員会は平成13年7月に社会教育委員の会議に「社会教育計画の策定」を諮問し、平成17年10月「社会教育計画」が策定された。その間、「社会教育とは何か」を市民とともに考え、「教育委員会、社会教育部門」「市長部局、生涯学習部門」とのすみ分けをするのに時間を要した。 ○「調布教育プラン」においても学校教育、社会教育として掲げています。また文部科学省、中教審においても、図書館とともに公民館を大切な施設としています。	基本目標4では、市民の学びを広く捉えて、分野別将来像に基づく取組の基本方向を整理しています。 御意見いただきました視点については、学びの機会の確保や学び合いを通じた交流のほか、学びの成果を生かすという視点の中で捉えています。
59	第3章	第4節	1	分野別将来像【生涯学習】	第4節 基本目標4【生涯学習、スポーツ・レクリエーション、 <u>社会教育</u> 】 学びやスポーツを通じ、だれもが充実した毎日を過ごすために 1 多世代が生涯を通して学び合う、心豊かになれるまち【生涯学習・ <u>社会教育</u> 】 だれもが時間や場所にとらわれず、自由かつ主体的に学べる学習環境を充実させるとともに、一人一人の知識や経験、学びの成果を活かし、教え、学べる環境を作ること、交流を深めながら、心のゆとりと自信を持って暮らせるまちを目指します。 生涯学習に係る情報収集・提供を積極的に行い、学びの機会を通じて市民同士が交流の輪を広げながら、学習の成果を発揮する機会や、生涯学習に取り組むきっかけをつくり、市民の生涯にわたる多様な学びを支援します。 <u>組織的教育活動としての社会教育の充実を図ります。</u> 市民が安全・安心かつ快適に学ぶことができるよう、図書館・公民館・博物館等をはじめとする既存施設の利便性向上や効果的で効率的な維持管理・運営に取り組みます。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
60	第3章	第5節	1	分野別将来像【共生社会】	第5節 基本目標5【共生社会（地域コミュニティ・人権・LGBTQ・多文化共生）、平和、 <u>社会教育</u> 】 多様性を認め合い、安心して自分らしく暮らせるために 1 多様性を認め合い、人と人とのつながりのなかで、だれもが自分らしくいられるまち【共生社会、 <u>社会教育</u> 】	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
61	第3章	第5節	2	分野別将来像【平和】	6. 第3章第5節の2記載されている「名誉市民・水木しげる氏の作品などを活用した取組を推進します」とは具体的にどのような取組でしょうか。	水木氏の自らの戦争体験に基づく数々の作品のPRに努め、その作品の多様な魅力や平和に対する強い思いを後世に伝えていきたいと考えています。 水木氏は自ら激戦地へ出征された経験から、数多くの戦記マンガを残されています。改めて平和とは何か考えるきっかけとしていただけるよう水木氏の作品展を実施しております。市はこれまでも時期を捉えて、過去の戦争の記憶を受け継いでいくとともに、引き続き、幅広い市民に愛される水木氏の作品を活用した平和祈念の取組を展開していきたいと考えています。
62	第3章	第5節	2	分野別将来像【平和】	6、(P39) 2 戦争について学び、平和への認識を深め、未来につないでいくまち 「・・・平和を大切に思い続けるまち・・・」とありますが、大切に思うだけでそんなでいいのか？と疑問に思えます。 保存・語り継ぐ・考えるだけでは今まで80年ずっと同じ。 これでは戦争に対して不足では？。 既存の学びと継承から一歩進んで、 ・戦争をなくすためにはどうしたらよいか？ ＝若い世代まで未来永遠に戦争を起こさせない決意 ・戦争に対する備え ・戦争になった時の行動 この3点です。 既にリスクは高まっていて、今にも戦争がおきそうなので、もっと緊迫感のある能動的・前向きな考えや動きが必要です。 (小池都知事も地下鉄を避難施設にする発言もされましたね)	市はこれまでも小・中学生の被爆地への派遣事業等を通じて、子どもたちが戦争・平和について学び、その成果を平和に対する想いを広く市民へ発信する取組を行ってきました。 これらの取組を継続するとともに、世界の恒久平和を希求する自治体との連携を深めながら、引き続き、より効果的な平和祈念の取組を通して、国際平和の実現に貢献していきたいと考えています。

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方	
63	第3章	第5節	2	分野別将来像【平和】	2 戦争について学び、平和への認識を深め、未来につないでいくまち【平和、社会教育】 戦争体験世代が少なくなっている中であっても、戦争の悲惨さを、教訓として若い世代に語り継いでいくため、市内に残る戦争遺跡の維持・保存や体験談の伝承に取り組むとともに、名誉市民・水木しげる氏の作品などを活用した取組を推進します。 市民が戦争や平和について学ぶ機会を充実させることで、一人一人が平和を大切に思い続けるまちを目指します。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
64	第3章	第6節		基本目標6【産業、観光、芸術・歴史文化】	第3章第6節 ・スタートアップやベンチャーの支援施策を誘致、環境整備を目指すことも必要なのではないか(モデル例：福岡市) ・映画、漫画の地域資源のアピールはインパクトが欠けており、PR材料として相応しいのか疑問。調布が漫画・映画の街であることを認識しているかどうかの調査も必要で、結果によっては違う視点でのPRを模索すべき。(個人的に調布が漫画・映画の街であることを認識したことはない)	第3章第6節の「1 だれもが新たなことにチャレンジでき、産業が発展するまち」における「様々な産業分野における新たなチャレンジを応援する」には、御意見としていただいた内容も含まれていると考えています。 「映画のまち 調布」の取組については、毎年実施している市民意識調査の令和3年度の調査において、「映画のまち調布を進める取組」に満足している市民の割合は78.6パーセントとなっており一定の認知度はあるものと考えております。引き続き、周知にも努めるとともに、映画のまち調布の取組を進めていきます。
65	第3章	第6節	1	分野別将来像【産業、観光、芸術・歴史文化】	7、(P40) 第6節 基本目標6【産業(創業支援・地域経済)、観光、芸術・歴史文化】 「・・・にぎわいのあるまち・・・」 全体的に装飾されている言い回しが続き、見た感じは素晴らしいのですが、あまりにも表面的過ぎていのが気になります。 発展・活発・チャレンジに踊らされていて(改善なく次々に出すのは愚策) 深みが無い、根が浅い、広がりがちょっと弱かったかなというイメージです。 調布の経済・産業に必要なのは「質」と「深み(深化)」では無いかと思います。(キーワードに欲しかったですね) ・商品も安くて便利よりも、「少なくとも良いもの」 今までは、安くて便利、添加物や化学調味料で体にも悪影響。 ・・・結果的に貧困者や犯罪者が増えることにつながる。 これから流れはオーガニック原料で食品の信頼と安心で高くても質を上げる。 ＝市民の質も自ずと上がります。 ・調布のギフトセット、暑中見舞い・お歳暮でも「胸を張れる上質なモノ」 ●●さんのような素晴らしい和菓子屋さんはあるのですが、賞味期限が短すぎてギフトにできないのが残念。ぜひ調布ギフトセット開発を数種類お願いしたい。 (●●のオーガニックブルーベリーお菓子、 深大寺周辺の果実や蜂蜜からの加工品、 市内国産豆腐屋さんの廃棄おからとナッツの焼き菓子、、、など) ・産業にはただ風景の深大寺や多摩川よりも「質の良い体験がついてくるモノ」 これからは場所があるだけでなく、質の良い体験がセットが今後の課題です。 陶芸、藍染め講座、プレゼント工作教室 ガラス加工、音楽体験、キャンプ、川遊び(神奈川藤野の芸術の森参考)、 府中郷土の森のゴーカートとかアスレチックや体験遊園地? ・市民の生活エリア徒歩圏内でイベントできる場所と地産地消 (野菜・パン・お菓子・子供服交換会・音楽イベント・・・ 公園が少なく学校の制約も厳しくなっているので祭りもできない、 調布駅前ばかりでなく、高齢化も進むし住んでいる近くでやってほしい、 神社仏閣の境内スペース活用でもっと市内各所でイベントを多くする案) 求められる街の魅力を高めるには「近くの良いもの展開」だと思います。 市内の民間がどこまでついてこれるかが課題ですね。	第3章第6節の「2 調布ならではの魅力でみんなをわくわくさせる、にぎわいのあるまち」において、取組の方向として、地域資源を磨き上げると記載しており、御意見にある「質」や「深化」も含まれていると考えています。 また御提案いただいた内容については、今後の取組を進める上での参考とさせていただきます。
66	第3章	第7節		基本目標7【市街地整備、交通環境・道路整備】	第3章第7節 ・駅前広場の整備状況から魅力的な景観となるイメージが湧かない。市街地整備に関し、デザイン面も更に追求すべき。 ・調布市は全体的に雑草や路面清掃が行き届いておらずとても良好な状態とは言えない。 ・23区で積極的に行われてる自動運転バスや小型モビリティなどの実証実験を行いやすい環境作りを推進すべき。	第3章第7節に記載のとおり、京王線の地下化によって創出された駅前広場及び鉄道敷地の整備を着実に推進し、魅力ある都市空間の形成を目指します。駅前広場の整備に当たっては、これまで交通管理者等との関係機関協議や市民参加を実践しながら決定した「調布駅前広場整備計画図」を基に、整備を進めていきます。 また、道路の維持・保全については、日々、安全で快適な移動の確保や道路環境の保全を目的として、市内の道路パトロールを実施するとともに、定期的に点検を実施し、予防・保全型の維持管理に努めています。 また、市内の交通利便性の向上に向け、デジタル技術を活用した交通サービスやMaaSの導入促進など、地域の特性を踏まえた公共交通ネットワークの構築を進めていきます。

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
67	第3章	第7節 第8節	基本目標7 【市街地整備、交通環境・道路整備】 基本目標8 【環境保全、緑・農地・水辺・公園】	●第3章 第7節 基本目標7【市街地整備、交通環境、道路整備】及び第8節 基本目標8【環境保全、緑・農地・水辺・公園】 そろそろ、クルマから人へ転換し、道路を農地や公園に変えるような発想をすべきである。クルマのための調布駅前道路を歩行者のための調布駅前広場にするのが、賑わいを取り戻す第一歩である。強者のための政策から弱者のための政策に転換すべきである。	第3章第7節の「2 だれもが安全で円滑に移動できる、交通環境が整ったまち」において、歩行者や自転車利用者が安全・便利に移動できるまちづくりを進めるとしており、いただいたご意見の趣旨を含むものと考えています。
68	第3章	第7節	1 分野別将来像 【市街地整備】	公募市民と行政の共同作業による基本構想に謳われていることにはすべて賛成です。 この通り市政が行われれば調布市はどんなに住みよい所になるでしょう。しかし現実とはかけ離れています。 1. 緑と水のまち 調布市には深大寺と神代植物公園いう大きな財産があり、国分寺崖線につながる若葉の森など貴重な自然が残されています。しかし市内の環境には大きな違いがあり、特に駅前の殺伐とした光景には心が寒くなります。しかもかつて全国にもまれに見る広い空間に緑溢れる憩いのひろばだった駅前が、無計画な開発に晒され、京王線地下化による駅前広場創出の絶好のチャンスも、「全樹木伐採」という最初の計画にその本質が表れている通りの、「交通結節点」としての駅前重視の設計で、人の居場所のない無機質な空間への変貌に終わってしまいそうです。その設計も車優先の時代錯誤的なもので次世代に継承できるものではないと思います。ロータリーの大きさや形状を含め、駅前設計の根本的な見直しを求めます。	第3章第7節に記載のとおり、京王線の地下化によって創出された駅前広場及び鉄道敷地の整備を着実に推進し、魅力ある都市空間の形成を目指します。駅前広場の整備に当たっては、これまで交通管理者等との関係機関協議や市民参加を実践しながら決定した「調布駅前広場整備計画図」を基に、整備を進めていきます。
69	第3章	第7節	1 分野別将来像 【市街地整備】	4、第3章第7節 地域の特徴を活かした快適で利便性に富むまちをつくるために 4-1 第3章第7節 1 地域ごとの特徴を活かした、快適で利便性に富み住み続けられるまち【市街地整備】について 本基本構想では、「京王線の地下化によって創出された駅前広場及び鉄道敷地の整備を着実に推進し、魅力ある都市空間の形成を目指します。」とある。調布駅前広場の工事に關しては市民が様々な問題点を指摘しているが、駅前広場の改悪工事が続いているという現状であり、見直しを求める。 現在も調布駅前広場の工事では課題が山積している。かつての駅前広場のように大きな樹木が沢山あって木陰を作り、交通結節機能、イベント機能、児童公園機能をはっきり分け、かつてのような噴水と、幼い子どもが安心して遊べる遊具のあるタコ公園の復活を求める。個別には以下問題がある。 ①かつて駅前広場にあった憩いの噴水が再設置される予定がない。 ②タコ公園がなくなった後、ベンチしか置かれず、遊具の設置予定がない。 ③バス停上屋と駅入口が連続した屋根で接続されず、雨に濡れずに電車とバス・タクシーに乗換できるという交通結節点強化の機能要件が失われている。 ④仮設トイレに2千万円以上費やしながらか、数メートル先に新たなトイレを築造しようとしている。 ⑤グリーンホールの建替に關連し、先にグリーンホール外階段だけ撤去しようとしているが、公共用途に資するものであれば、道路上であっても置くことができる。 ⑥バスの正着が完璧なものになるか。新型バリアレス縁石の採用で、歩道とバス車体の隙間を極限まで無くすることが求められる。 ⑦広場内自転車走行について 看板設置では、押し歩きルールは遵守されない。これから音声でルール遵守を求めるといふが、騒音でルールを守るように大音量が広場内に流れることは、不快であり、迷惑である。自転車優先走行レーンを路上で色分けすることが有効であり、まず試行すべきである。 ⑧みどりの庭ゾーン 日陰に樹木が一番多く配置されることとなる。南ロータリーの角度を垂直に是正するとよい。 ⑨遠回りになる歩行者動線 南ロータリーが1.5倍となるため、東急ストアから調布駅前広場口への1直線の歩行者動線が失われ、大きくなったロータリー周囲を通らねばならず、歩行者中心の広場とならず改悪である。 ⑩総合福祉センター南道路(区画道路2号)の対面通行化により、交通事故が増えるリスクが高まる。 ⑪交番南に建設される身障者乗降場は、連続屋根で調布駅と直結しない、交通結節点強化目的としては欠陥と言える設計である。また、身障者は交番角の調布駅中央口エスカレーター前か、トリエA館の調布駅東口脇で乗降しており、身障者乗降場を建設しても使われない可能性が高い。	第3章第7節に記載のとおり、京王線の地下化によって創出された駅前広場及び鉄道敷地の整備を着実に推進し、魅力ある都市空間の形成を目指します。駅前広場の整備に当たっては、これまで交通管理者等との関係機関協議や市民参加を実践しながら決定した「調布駅前広場整備計画図」を基に、整備を進めていきます。
70	第3章	第7節	1 分野別将来像 【市街地整備】	環境問題などについても理想が掲げられていますが、それをどう実現していくのか？ 具体的に、例えば駅前の緑化をどうするのか？暑さ対策をどうするのか？ 賑わい、交流のイベントの場、安らぎ憩いの場は確保されるのか？ 歩行者、自転車の安全は？ 障害者に便利な乗降場はどこが良いのか？ 市民が喜び、人が集まってくる楽しい広場はできるのか？ 理念が試されるのではないのでしょうか？	第3章第7節に記載のとおり、京王線の地下化によって創出された駅前広場及び鉄道敷地の整備を着実に推進し、魅力ある都市空間の形成を目指します。駅前広場の整備に当たっては、これまで交通管理者等との関係機関協議や市民参加を実践しながら決定した「調布駅前広場整備計画図」を基に、整備を進めていきます。
71	第3章	第7節	1 分野別将来像 【市街地整備】	第7節 基本目標7【市街地整備(駅周辺・住宅・景観)、交通環境・道路整備】 地域の特徴を活かした快適で利便性に富むまちをつくるために 1 地域ごとの特徴を活かした、快適で利便性に富み住み続けられるまち【市街地整備】 調布駅前の駅前広場と鉄道敷地の整備だけ言及していますが、すでに十分と感ずります。 それよりもつつじヶ丘駅、柴崎駅等の地下化に取り残された駅周辺の開発を再優先して欲しい。 つつじヶ丘駅南口などは、無電柱化を推進して欲しい。	第3章第7節の「1 地域ごとの特徴を生かした、快適で利便性に富み住み続けられるまち」において、各地域の特性や魅力を最大限に生かし、市内外から多くの人が集い、憩い、にぎわいが創出されるまちづくりを進めることとしており、いただいた意見についても含まれているものと考えています。 また同節の「2 だれもが安全で円滑に移動できる、交通環境が整ったまち」において、東部地域の交通環境改善を位置付け、取組を進めていくこととしています。

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方	
72	第3章	第7節	2	分野別将来像【交通環境・道路整備】	調布市基本構想素案について意見を申し上げます。 最近の環境の変化などを織り込み、総じてよい素案だと感じました。 一方で、子供や孫世代にも満足いくものだろうか、という視点で見ますと、不満な点も散見されます。今回は、具体策の計画ではなく基本構想ですので、構想段階の考え方として織り込んでほしい事項を要望します。 内容は以下の通りです。 ○第1章の共有する基本構想では、『いつまでも安全安心に暮らせる地域社会の実現に向けて』『8年後の令和12(2030)年までの目標を定め』、針路を総合的に示すこと、としています。 また第2章では、調布市の人口は令和12(2030)年の24万2000人をピークとして、減少傾向に転じることを見込んでおり、人口減少局面を見据えた街づくりを進める。 と、令和12年以降の状況に、一応、触れられています。 ○ところが、例えば、第4章第7節の都市基盤の整備では、『交通の円滑化を図るため、骨格となる都市計画道路と、地区内交通を担う生活道路の役割は、地域の特性に応じ、将来の交通需要を踏まえた道路ネットワークを形成します』とあり、人口減少局面での道路のあり方についての記載はありません。少なくとも『人口減少が確実に見込まれる令和12年以降を見据え、都市計画道路の改廃に向けて、積極的に見直します』との文言が入るべきだと思います。 ○これまで都市計画道路は、『新設』『拡幅』を中心に計画されてきました。令和12年以降の人口は一時的な減少ではなく、右肩下がり減少します。何十年も前の、人口増加や都市の拡大の中で作成された都市計画道路のうち、未着工の道路計画は一旦凍結し、抜本的に見直すことを、構想案に織り込んでほしいと思います。	第2章第4節において、人口減少局面を見据えた街づくりを進めるものとするを明示しており、このことを前提として、今後基本計画の策定を進めていきます。
73	第3章	第7節	2	分野別将来像【交通環境・道路整備】	4-2 第3章第7節 2 だれもが安全で円滑に移動できる、交通環境が整ったまち【交通環境・道路整備】について 誰もが安全で円滑に移動できることは、すなわちバリアフリーの考え方そのものであり調布市バリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想に関する施策と重なるため、以下バリアフリーに関する交通施策について述べる。 ①調布駅南口ロータリーについて 2022年1月現在、調布駅前広場南口ロータリーは、不必要なほどに大きな楕円型への形状変更でロータリー面積が現ロータリーの1.5倍に大きくなる予定である。現在東急ストア前歩道から調布駅公園口入口へ向かうには、ほぼ直線の歩行者動線であるが、グリーンホール手前まで大きくなったロータリーの西側を大きく迂回するように歩かなければならなくなり、バリアフリー観点でも著しい改悪である。 バリアフリーの観点では、交通結節点として、雨天・降雪時に鉄道駅から濡れずにバス・タクシーへの乗換ができるかどうかは移動バリアフリーのチェック内容の一つとなる。調布駅中央口・広場口と南口バス停上屋は屋根で繋がらない。障害者用の自動車乗降場を現在の南口公衆トイレ付近に設置する計画となっているが、これも駅入口とは連続屋根で接続しない。バリアフリーの観点でも全く利用者に優しくならない工事である。 バリアフリー推進協議会は、調布駅と南北ロータリーに繋がる連続屋根の設置を強く求めるべきである。障害者が最短で自動車と鉄道の乗換をするには、南口の交番角を障害者優先の停車位置に設定すればよいだけである。不便で使用されないことが容易に想像できる南口障害者乗降場の新設工事とこの工事のために支障する公衆トイレの新設は税金の無駄使いである。現総合福祉センター南側道路(区画道路2号)については、総合福祉センターの除却後には現在の調布市市民文化会館たづくりから駅南口ロータリー方向への一方通行から幅員13mへの拡幅・対面通行化の計画となっている。この変更は、①対面通行化で歩行者が道路横断により時間が掛かるようになる、②道路横断時に左右の両方からの自動車接近を気を付けなければならなくなる。③東急ストア前道路からの左折車、南ロータリーからの右折車の発現による自動車と歩行者との交通事故増加リスク、④東急ストア前道路への路上駐車増によるバス・タクシー公共交通の進行阻害等、デメリットが多く歩行者中心とは逆行する愚策である。バリアフリー観点でも視覚・聴覚障害・歩行障害者にとって交通事故リスクが増す改悪となってしまう。更に第一小学校学区の通学路にもなっており、児童の事故リスクも増大する。当該道路の拡幅は撤回すべきである。 B.バス停上屋とベンチの普及について 鉄道駅以外のバス停でも上屋やベンチがない箇所を洗い出し、上屋とベンチの設置は歩道幅等の条件が許す限り、バス停に上屋とベンチはセットで設置することを数値目標を作って推進して欲しい。 南口ロータリーは令和7年度工事完了を目指しており、既存のバス停上屋は不要になる。令和4年10月に入り撤去された上屋であるが、10月10日時点で駅前広場内の工事ヤードに積まれた状態になっている。これは廃棄せずに現在上屋のないバス停に転配ができないだろうか。 バス停上屋については広告会社のエムシードゥコー株式会社がバス停に広告を掲示することを条件に同社が上屋を設置する「シテイスケープ」というビジネスモデルがある。つつじヶ丘駅北口では同社の広告付上屋が既に設置されているが、市内でこの手法等によって上屋設置バス停を更に増やせないかを検討すべきである。 また、歩道上のバス停にはベンチのないバス停が多い。歩道幅員がある程度あっても近隣市民が勝手にベンチを置くことは道路管理者から認められていない。バリアフリー観点ではベンチの設置の普及がバリアフリーの改善項目となる。バス停脇へのベンチ設置を柔軟に認めるようにすることや、上屋の柱に折畳みのベンチを設える(府中市：郷土の森正門前バス停で採用されている)など、市は道路管理者やバス事業者と協議し、バス停上屋とベンチの普及をお願いする。(次ページへつづく)	第3章第7節に記載のとおり、京王線の地下化によって創出された駅前広場及び鉄道敷地の整備を着実に推進し、魅力ある都市空間の形成を目指します。駅前広場の整備に当たっては、これまで交通管理者等との関係機関協議や市民参加を実践しながら決定した「調布駅前広場整備計画図」を基に、整備を進めていきます。

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
				<p>(前ページからのつづき) ②総合福祉センターの移転について 市が進める総合福祉センターの京王多摩川への移転に反対する。 理由は、以下A～Cのバリアフリーの観点において、危険な場所への移転となり、「だれもが安全で円滑に移動できる、交通環境が整ったまち」に逆行する施策となるからである。</p> <p>A. 京王多摩川駅設備・構造上の問題 a.京王多摩川駅は高架駅で複線対面式ホームの駅であり、 b.エレベータはあるが、あとは階段だけで、エスカレータはない。 c.ホームが線路の形状に合わせ大きくカーブしているため、ホーム隙間から線路に転落するリスクのある駅である。 d.ホームドアは設置されていない。ホームドアの設置基準は1日の乗降客が10万人以上で設置するという目安があると言われており、今後も設置は期待できない。 e.ホームと総合福祉センターを直接繋げる改築をするならば、総合福祉センターが入居予定の「B棟」2階で直結させるような改造が必要であるが、総合福祉センターと直結させるような改札口の増設設置改良工事となれば、京王電鉄が工事を行うかどうか全く期待できない。対面式ホームでは、下りホームとの直結は難しいため駅建築物と新築建物の直結についてはほぼ無理と推察する。 調布市バリアフリーマスタープラン序章「6.調布市におけるこれまでのバリアフリー化の取組の概要」の「(1) アンケート調査の主な結果と課題」において、京王多摩川駅は市内の京王全駅9駅中、総合評価で5段階の8位、旅客設備の使いやすさでは、5段階で2.5と最下位9位と記載されている。2点台は京王多摩川駅だけであり、これは極端に低い評価である。課題の整理に関する記載にも「京王多摩川駅：エレベーター・トイレの改良に関する指摘が多く、更なるバリアフリー化に向けた整備等が必要」と記載され、問題の多い駅であることが市民に認知されている状況である。今後設備面での改良が求められているが、カーブしている線形は将来も変わらないため、仮にホームドアが設置されたとしても転落の危険が残る。 結論として、京王多摩川駅のバリアフリー対応には改善できる対策は限定的であり、線形や対面式のホーム等、駅構造に関わる抜本的な改善は今後も期待ができない。</p> <p>B. 京王多摩川駅へのアクセス問題 京王多摩川駅は京王線の支線・相模原線で区間急行以上の優等列車は通過する。 また、地域としては市の南部地域にあたり、市東部・西部から相模原線へのアクセスは移動距離が長くなるばかりでなく、乗換の場合も発生し、不便になる。特に西部の西調布駅、飛田給駅からは調布で必ず上下方向の異なる地下ホーム2階と3階での乗換が必須となってしまう。 北部でのバス便は調布駅を起点・終点としており、バスの乗継またはバスと相模原線の乗換が必須となり、アクセス性は大変悪くなる。</p> <p>C.京王閻魔輪最寄駅であることの危険性 京王多摩川駅隣接の京王閻魔輪開催時は短時間に駅、駅周辺に競輪目的の鉄道・バス利用者が大挙して押し寄せる状況が発生する。 移転後の総合福祉センターを利用するため京王多摩川駅とその周辺にて目の不自由な人、車いすや杖など足の不自由な人や高齢者など、バリアフリーを必要とする市民が競輪会場来場者の群衆に押しのけられ、怪我をする危険が予想される。 京王多摩川駅施設が、身体障害者・高齢者などの総合福祉センター利用者にとって、危険と言える。交通至便でバリアフリー施設の整った調布駅最寄の現位置で総合福祉センターを維持すべきである ア、調布駅は地理的に市内南部・北部・東部・西部からのバス便の起点終点になっており アクセス性が高い。 イ、京王ライナー以外の特急・準特急含む全ての優等列車が停車する。 全ホームにホームドアが設置済みであり、転落事故は発生しない。 ウ、エレベータ・エスカレーターは設置済みである。 エ、駅員や警備員が多数常勤しておりヘルプがしやすい。 オ、調布駅、南口・北口バス降車場いずれからも、信号や横断歩道ゼロで駅前広場を経由して総合福祉センターに通常徒歩で2～3分で到達できる。 カ、総合福祉センター南面道路(区画道路2号)は現在一方通行であり、東側から西側への自動車通行を心配しなくてよい。 以上ア～カにより、調布駅前の中心地でありながら、市内各所からの交通至便、かつ、バリアフリーの観点で安全なアクセスができる最高の立地となっている。調布駅から京王多摩川に移転することは、バリアフリー推進に逆行することになり、断固反対する。 バリアフリーの観点では京王多摩川駅は危険箇所が多く、総合福祉センター移転先として不適である。交通至便でバリアフリー施設の整った調布駅最寄の現位置で総合福祉センターを維持すべきである。 バリアフリーマスタープランに掲げられた基本理念「みんなの“からだ”と“こころ”にやさしいまち 調布」を掲げているにも係わらず、総合福祉センターの移転はバリアフリー推進に逆行し、矛盾している。直ちに総合福祉センターの移転計画を白紙に戻すべきである。 (次ページへつづく)</p>	<p>本年2月に取りまとめた総合福祉センターの整備に関する考え方においては、新たな総合福祉センターについて、地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点とすることを基本理念に掲げました。 この考え方の下、新たな総合福祉センターの整備においては、施設機能の充実に加え、支え合い活動や情報発信の拠点機能の充実を図ることにより、地域福祉の推進に向けた拠点機能の強化に取り組んで参ります。 あわせて、地域共生社会の充実に向けて、京王多摩川駅周辺のまちづくりと連動した取組を進める中で、市民が気軽に立ち寄れる場を確保し、多世代、多様な主体が交流する機会の創出を目指して参ります。</p>

No.	構成 (章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
				<p>(前ページからのつづき)</p> <p>②鉄道駅について これまで調布駅・布田駅・国領駅は地下化工事が完了し、付近の踏切が除去されている。飛田給駅は東京スタジアム(味の素スタジアム)建設に伴うイベント時の多客対応が必要となったため、これら4駅はホームドアや、エスカレーター・エレベーターが設置されるなど、バリアフリーについても様々な改善対策が実施されている。今回バリアフリー重点地域に変更となる京王多摩川だけでなく、仙川、つつじヶ丘、柴崎、西調布の各駅周辺を「移動等円滑化促進地区」から市内全ての鉄道駅周辺「バリアフリー重点地区」に指定すべきである。バリアフリー基本構想の地区別計画に重点地域ではないという理由で、柴崎駅、つつじヶ丘駅、仙川駅、西調布駅の各駅周辺別の地区別計画が策定されないのは、地区別計画が策定される「バリアフリー重点地区」の各駅に比して格差が大きい。駅マスタープラン「序章5調布市の概況(2)交通施設等の概況、ア公共交通(公共交通事業者)において、1日平均乗降客数については、市内全ての駅が5,000人以上の特定旅客施設で、最も乗降客数の少ない布田駅であっても16,784人(平成31年度1日の駅別乗降人員(京王グループホームページ)から作成の記載あり)であり、都市の駅として「利用者が少ないからバリアフリー重点地区にしなくてもよい」とは言えない乗降客数ではないか。 市内の駅では地下化の完了している調布・布田・国領の各駅は駅施設改良が完成している。当該3駅周辺は「重点地区」のままだが、駅施設に限定すれば、バリアフリー対策は概ね実施されている状況である。仙川駅周辺は現在「展開地区」とされているが、今回の案では「展開地区指定」がなく、「移動等促進地区」に指定されているため、格下げがある。仙川駅は掘割上に駅舎があり、ホーム横の東西には踏切はない。三鷹駅・吉祥寺駅方面へのバスに乗り換えるために小田急バス折返場に向かうには甲州街道を横断する必要があり、バリアフリー観点での安全対策が引き続き求められる。 橋上駅舎化された飛田給駅・西調布駅、高架駅の京王多摩川駅と、地下化された調布駅・布田駅・国領駅には駅ホーム両端に踏切は存在しない。 改良の余地が大きいのは柴崎駅・つつじヶ丘駅の2駅である。両駅は、京王線笹塚～仙川間で現在工事中の高架連続立体交差化の工事対象から外れた南北道路を分断する踏切が将来も残り、交通バリアフリーの大きな課題が残る。特に柴崎駅については駅前に駅前広場のような歩行者空間もなく開かずの踏切が存在している。改善余地が大きい駅こそ優先的にバリアフリー重点地区にすべきである。つつじヶ丘駅は2面4線の大駅で橋上駅舎化改修がされており、地下通路「とおひゃんせ」も存在しているが、開かずの踏切は解消されていない。バスロータリーも南北それぞれにあるが、南口ロータリー工事と品川通りへの道路拡幅工事が予定され、バリアフリー観点のチェックが必要となる。</p> <p>③病院へのアクセスについて バリアフリー重点地域は鉄道駅付近だけに着目するのではなく、通院患者の多い一定規模以上の病院(調布病院、北多摩病院、調布東山病院、多摩川病院等それぞれの建物付近を生活関連施設として設定し、バスや徒歩など駅から当該施設までのアクセスルートは生活関連経路に指定してバリアフリー対応をチェックすべきではないか。また、アクセスルートは調布市隣接市の大病院である慈恵第三病院(狛江市)、杏林大学病院(三鷹市)、榊原記念病院(府中市)へのアクセスも市内外からの利用者が多いため、チェック対象とすべきである。</p> <p>④調布飛行場へのアクセスについて 調布市には航空交通施設が存在する。「移動等円滑化促進地区図」に調布飛行場が明記されないのは、移動等円滑化促進地区から調布飛行場が外れていることを勘案しても、交通スポットとして都営コミュニター空港である調布飛行場を明記しないのは当該施設とそのアクセスを軽視している。伊豆諸島航路で一般旅客が利用する調布飛行場は市内外からの移動に関わる重要な交通施設であり、当飛行場を生活関連施設の旅客施設に指定した上で、調布駅から調布飛行場までのバリアフリーアクセスをチェック項目に入れるべきである。</p> <p>⑤深大寺・神代植物公園周辺 調布市には、全国的な観光地として知られる深大寺と隣接する都立神代植物公園が立地する。市内の調布駅、つつじヶ丘駅、中央線吉祥寺駅・三鷹駅からそれぞれバス利用となる程の距離があり、アクセス性が良いとは言えない。当該施設と鉄道駅のアクセスについては、初めて訪れた人が迷いなく辿り着けるかという観点で、視認性の高い案内表示も情報のバリアフリーとしてチェック項目となる。 好例として、東京都江東区の東京メトロ豊洲駅では、地下鉄の地下改札階にデジタルサイネージが設置されており、乗換の利便を向上させている。また、JR川崎駅では、2階改札前の自由通路に東西バス乗場の発車情報を表示するデジタルサイネージが設置されており、バスの乗換情報をバス乗り場到着前に入手できるようになっている。調布市内駅でも、特定のバス会社だけに留まらない総合的なバス発車時刻表示・バス停表示が可能なデジタル表示システムを駅改札前とバスロータリーの両方に整備することにより、市民だけでなく国内外からの観光客から調布市の評価を高めることができる。</p> <p>⑥バス停の照明について 駅や利用者の多いバス停では行燈型ポールという自照型のバス停形状により、夜間であってもバス停存在の視認性と、時刻表が読める機能が担保されている。その他のバス停では、夜間では照明がないために、バス時刻表が見えにくいところか、バス停の存在がよく判らなくなるバス停が多く存在する。バス運賃箱等製造メーカーであるレシップ株式会社はこの問題解消のために既存のバス停に後付けができる「ソーラー式バス停LED照明」(市内では調布駅北口12番バス停に小田急バスが設置済)を販売している。対策をこの装置に限定するものではないが、バス停自体の夜間視認性の向上と、時刻表閲覧のしやすさ向上は、バス停付近の交通安全とバリアフリーの観点に資するものであるため、バス停照明の普及を求める。 (次ページへつづく)</p>	<p>いただいたご意見は、今後策定する基本計画やバリアフリーを含めた交通施策の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
				<p>(前ページからのつづき)</p> <p>⑦.バスのバリアフリーについて 国の移動等円滑化の促進に関する基本方針 では、令和7年度末までの目標として、乗合バス（ノンステップバス）約80%（リフト付きバス等を除く）との記載がある。 バリアフリー基本構想で重点整備地区における特定事業として「ノンステップバスへの代替を促進」と記載されているが、市内の路線バスは京王バスのワンロマ車と言われる深夜急行バス運用と兼用の座席が全て前向きのバス（ハイバックシートで快適性が高い）を除き、ミニバスを含めほぼノンステップ化が完了している（当該理由により、京王バスの路線バスはノンステップ化100%ではない）。都内では都営バスがバス後部座席に至る床まで全て段差のない「フルフラットバス」を一部で導入している。市内のバスに対する施策としてノンステップ化指標は既に達成レベルであるため無意味なものとなっている。フルフラットバス導入や、（2050年カーボンゼロシティを目指す調布市として）環境負荷の低いEVバスや、燃料電池バスを市内で導入し運行ができるかを検討して頂きたい。 路線バス行先表示器について、フルカラーLED行先表示器（株式会社オーシ2014～・レシップ株式会社2018～）が製品化されており、アンバー単色のLED表示と比べ、白色の行先表示は視認性が高く、系統毎のカラーで色分け等も出来るため、普及が望まれる。 バス正着については、バスの乗降についての大きな課題である。プリチストンは横浜国立大学と共同研究の末、次世代正着縁石：「バリアフリー縁石」を発売した。これは縁石の縁断面がU字型の切り欠きの形状で、バス停で車輪をあえてその縁石に沿わせることで、バスと歩道と隙間を解消できる画期的な製品である。都内では虎ノ門から新橋を経て晴海まで運行中の「東京BRT」路線の「新橋駅」・「晴海BRTターミナル」に設置済である。調布駅南口ロータリーやつつじヶ丘駅南口ロータリーは今後バス工事予定があり、もし今回の工事タイミングで次世代正着縁石を採用を見送れば、全国的・長期的に見れば他都市での普及が進むため、時代遅れのロータリーとなる可能性が高い。積極的な採用をお願いする。 バス正着の技術としては、自動正着の技術もある。都内では「東京BRT」路線の「晴海 BRTターミナル」バス停では令和2年より実証実験が行われ、バリアフリー効果だけでなく、乗降時間の減少や、乗降時、停車・発進時転倒防止効果等が期待されている。長期的にはこの技術の採用ができるか検討頂きたい。 バリアフリー推進には費用の問題もあるが、技術で解決できる課題についてはバス事業者と採用を協議すべきである。</p> <p>⑧.タクシーのバリアフリーについて ⑧-1既存タクシーのバリアフリーについて 国の移動等円滑化の促進に関する基本方針 では、令和7年度末までの目標として、福祉タクシー車両として、各都道府県における総車両数の25%をユニバーサルデザインタクシーとするとの記載がある。 バリアフリー基本構想では重点整備地区における特定事業として「車いす利用者等も利用できる福祉タクシー（ユニバーサルデザイン含む）の導入を促進」と記載されているが、東京オリンピック・パラリンピック2020大会開催に間に合わせるため、2019年よりタクシーはのセダン型（トヨタクラウン、日産セドリック）から、車高の高いトヨタ「JPN TAXI」（LPGハイブリッド車）への転換が進められて来た。 この「JPN TAXI」については後部左側スライドドアの採用や、スロープの標準装備により、乗降がしやすくなり、バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点で改善が図られている。大型ワゴンを採用する福祉タクシーを除くタクシー事業者において一定割合以上をこのバリアフリー対応の「JPN TAXI」転換ができるか、同型の普及割合で国の目標より高い数値を掲げて改善の指標にすべきと考える。 市内タクシー事業者では日本交通立川が「JPN TAXI」を最も数多く導入している。京王自動車のタクシーは数台に留まり、美善交通では車両価格や同社立体駐車場に入庫できない車高の関係から、「JPN TAXI」の導入はゼロ台である。イースタンモーターズ調布もゼロ台である。車両の更新時期に車種の転換を進めて欲しい。</p> <p>⑧-2乗合タクシー導入による移動円滑化促進について WILLER株式会社は、半径2km以内のエリアを対象とした乗合タクシーサービスである「mobi」を2021年6月の京丹後市を皮切りに、渋谷区、豊島区、名古屋市千種区、シンガポール、ベトナムでサービスを展開している。 この乗合タクシーは1人1ヵ月5,000円（家族は1人につき500円追加）の定額のサブスクリプションサービスである。スマホアプリか電話の呼出しでタクシーが配車され、AIが最適な乗合走行ルートを示してプロドライバーがそのルートを運転する、バスとタクシーの中間的にIT技術を駆使した画期的サービスである。 調布市において調布駅を中心として半径2kmの円を描けば、深大寺、多摩川住宅、染地2丁目のライオンズマンション調布、バス便の少ない西調布南側で増加したマンション群や、野ヶ谷地区など、需要がある地区を網羅でき、このサービスがバス運行本数が少なかったり、既存のバス路線を走らない値域を限なくカバーすればバリアフリー観点では移動機会増加・促進に間違いなく有効である。 2022年4月以降、このサービスはWILLER株式会社とKDDI株式会社の合併会社「Community Mobility株式会社」となり全国展開を目指すとしており、調布市への「mobi」サービス誘致が劇的に市民の移動障壁=「バリア」を「フリー」にする可能性を秘めていると考える。調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会でも既存のタクシーに囚われず、このサービスを使えるように検討するとよいのではないだろうか。 （次ページへつづく）</p>	

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
				<p>(前ページからのつづき)</p> <p>⑨.自転車のバリアフリーについて</p> <p>⑨-1駐輪場は機械式駐輪場の採用を市内では、三鷹市、八王子市、江戸川区、品川区等で機械式駐輪場が採用されている。機械式駐輪場の製造メーカーはJFEエンジニアリング株式会社の「サイクルツリー」と、株式会社技研製作所の「エコサイクル」である。両社の機械式駐輪場はピットにセットして利用者がボタンを押下すると15秒程度で駐輪操作が完了し、地下又は建物内の多段格納庫に収納される。出庫も登録されたICカードで同様の時間で出庫出来るため、路上の駐輪のように駐輪場内で空きスペースを探したり、盗難の心配もなく、雨に濡れることもない。出入口で回転ゲートを押して入出庫する駐輪場と比して駐輪場入出庫は極めて楽であり、バリアフリー性も極めて高いものである。</p> <p>調布市が2019年まで調布駅南口駅前広場地下に計画していた駐輪場は地下自走式で、地下階で調布駅地下改札とも繋がらないため、地下にスロープを押して駐輪した後で一度地上に出て、また調布駅の地下改札階に降りなければならないという不便を市民に強いようとした。調布市は調布駅前広場の多くの樹木を見切り発車の形で2018年1月、2月に伐採してしまい、工事を強行しようとしていたが、東京都が調布駅前広場を2019年ラグビーワールドカップのパブリックビューイングに使用することを決定したため、工事中の仮囲いをしたままとすることができなくなり、頓挫した。</p> <p>バリアフリーの観点、市民の使いやすさだけでなく、面積あたりの駐輪台数を積層化できる機械式駐輪場は都市における土地の効率的利用としても非常に優れた性質を持つ。特に今後調布駅付近で駐輪場を整備する際には、優先的に機械式駐輪場の採用を希望する。</p> <p>⑨-2市道南29号線駐輪場ラックについて</p> <p>調布市は、東急ストア前の通りで「(仮称)市道南29号線路上自転車 駐車場」を令和3年度中に整備する計画であったが令和4年10月10日現在着工されていない。令和3年8月18日に開催された第1回説明会では前輪固定式の電磁ロック駐輪機の設置予定と説明があり、小生はその場でポール(＋チェーン)式の駐輪機の採用を提案を行った。ポール式は代々木駅北口で採用され、現在も稼働中である。特徴としては、買い物利用で前かごを持ち上げなくて済み、バリアフリー観点でも利点となる。また、駐輪がないときはポールだけになりラック設置の面積をとらない。</p> <p>説明会でも歩道の美観を求める声が複数あったことがあり、ラック式と比して総合的に判断するならばポール式の方が優れていると考えられるものである。</p> <p>令和3年10月29日第2回説明会資料(P17 4-4駐輪ラックの選定)でポール式は評価「△」、デメリット欄に「生産中止」と記載された。</p> <p>小生がメーカーである日本コンピュータ・ダイナミクス(NCD)株式会社にお問い合わせしたところ、「代々木駅北口のポール式駐輪機(名称:TBロック)につきましてはNCD社が製造メーカーであること。TBロックは製造終了となっているが、後継機としてGBロックがあり、資料上はバイク用となっているが自転車利用も可能」との回答を得、令和3年11月24日にメールにて交通対策課宛にポール式の提案を行った。</p> <p>第2回説明会ではあたかもポール式駐輪機自体が製造中止になり採用が難であるかのような資料となっていたが、後継品が存在しポール式自体は生産中止ではないことが確認できた以上、生産中止は評価理由にならない。市民に虚偽説明をしたことになる。</p> <p>令和3年12月24日交通対策課からの回答文書が小生宛に送付された。</p> <p>市からポール式でなく、ロック式採用の選定理由は以下であった。</p> <p>「・ロック式(1段ラックのみ)で構成している製品は、ポール式と比べた場合に、製品単価自体は、安価であり、自転車1台当たりの整備単価もほぼ同等である。</p> <p>・ロック式(1段ラックのみ)を車道に対して25度の傾きで設置した場合、ラック同士の平行間隔は350~400mmで対応可能であり、ポール式に比べて、設置台数を増やすことができる。</p> <p>・ポール式は主に原付バイクや自動二輪車を対象とした製品が多く、一部自転車併用の製品もあるが、自転車専用のロック式に比べて少ない。</p> <p>・ポール式の場合、利用者がチェーンで巻く作業が煩雑となり、特に両側に自転車が駐車されている場合、チェーンがかけづらいため、チェーンロックをされない場合が多い。そのため、乱雑に駐輪される可能性がある。</p> <p>(次ページへつづく)</p>	

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
				<p>(前ページからの続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロック式(1段ロックのみ)は、両側に自転車が駐輪されていても、ラック上で自転車を左右に振ることができるため、1回の操作で確実に駐輪できる。 ・ポール式の場合は、利用者が自転車の出し入れの際に、一度チェーンロックを解除してからチェーンをポールに固定する作業が必要となるため、入出庫に時間がかかる。 ・ロック式(1段ロックのみ)は、ロック解除した後に自転車をそのままスムーズに出し入れしやすいため、高齢者や女性の方も簡単に取り扱いが可能となる。 ・ポール式は自転車が駐車されていない状態においては、歩行者が通行可能ですが、駐車区画線(白線)及び突起区画線表示があり、パイプ柵等で囲まれているため、緊急用避難時の通路として利用は可能であるが、駐車スペース内を人が通行する可能性は少ないと考える。 ・今回は、東急ストアなどの店舗を利用する人がメインターゲットとなることから自転車駐車場の施設の選定においては、駐輪施設の使い勝手が非常に重要な要素となる。」 <p>市からの回答では納得が出来ず、令和4年1月6日に交通対策課宛てにメールでポール式再考をお願いするメールを送付したが、2022年2月9日付の交通対策課長からの回答文書では「当初、説明会資料での評価を「×」としておりましたが、製造メーカーに確認したところ、後継機であるGBロック(バイク用として販売しているもの)が自転車についても利用可能であったため、評価を訂正したものです。なお、メーカーへの問合せにより、短時間利用には不向きであることも確認したため、訂正後の評価を「△」としております。また、「2 駐輪ラックの選定について」の御意見や「その他説明会開催やアンケート実施の御要望」については、お受けいたしません」との回答である。</p> <p>第2回説明会の説明文で「最後に前回の説明会で提案を頂いたポール式についてですが、現地を確認し、メーカーにも問合せをいたしました。結果は表に記載のとおりです。今回は、採用を見送りました」と市民は説明を受けた。上記内容では、ポール式の評価理由としてのデメリットが生産中止であるとしか市民は説明を受けていない。よって、実は後継機種のパール式駐輪機が存在することは隠されており、これを虚偽説明と指摘した。令和4年2月9日に個別の回答文書で示したところで「×」を「△」にしたなどというところは後付けの評価かもしれない。令和4年2月9日に再反論のメールを交通対策課宛に返信し、令和4年2月16日までに返信を求めたが回答はなく、2月22日メール回答があり「既に令和3年12月24日及び令和4年2月9日のメールより回答しております。既に回答したものについては今後、繰り返し同様の意見、要望を提出されたとしても参考意見として伺いますが、それ以上は対応いたしかねます。御理解のほどお願いします。」とあり、再反論への回答はされなかった。歩道上駐輪ラックについては、バリアフリーの観点を含め、この歩道で特に想定される「ちょこっと駐輪」と言われる買物利用者に特に優しいラック形状の選定を求める。</p> <p>⑨-3駐輪場定期のSuica利用 駐輪場定期利用者向けには、東海技研、JR東日本、JR東日本メカトロニクスが共同で、JR東日本が発行するSuicaを駐輪場の定期券として利用できる実証実験を令和4年2月14日から実施している。この実証実験は、東海技研が提供する駐輪場システム「サイクルン」の定期Web申込システム「CyclonePedia(サイクルンペディア)」と、JR東日本メカトロニクスが提供する各種IDを連携するシステム「ID-PORT(アイディ・ポート)」を組み合わせて、Suicaを駐輪場の定期券として使用できるようにする。交通系ICカードのID番号を専用サイトより登録すると、対象の駐輪場ゲートを導入している駐輪場で月極で利用可能な定期券として利用できる。事業者側は管理側でのカード発行が不要となり、管理コストも軽減される、利用者側も普段のSuicaが駐輪定期になることは便利である。この実証実験を発展させて、既存の駐輪機で入庫時に駐輪券を必要とするような一時利用の駐輪場でもSuicaで直接入場記録と出場処理・精算が出来るようにできれば、バリアフリーの観点でも利便向上となる。</p> <p>⑨-4子供載せ自転車のサブスクリプション 子ども載せ自転車の取組として、ジェイアール東日本都市開発は、西荻窪駅と赤羽駅、武蔵小杉駅と武蔵新城駅近くの高架下駐輪場で、子育て世代を応援するサブスクサービスとして、専用駐輪場付きの子供載せ電動自転車の定額レンタルサービス「CHARICO(チャリコ)」を令和4年4月から開始した。料金(税込)は月額7,700円〜で、年間契約すると月額6,600円〜となる。保険付で年間2回自転車メーカーによるメンテナンスも実施される。子供載せ自転車を個人が購入する場合、他の電動自転車よりも高価であるため、子育て中の期間利用としてサブスクリプションに一定需要があるのではないかと調布市内では「HELLO CYCLING」の自転車シェアリングサービスが既に実施されているが、子供載せ自転車は選択できない。当該サブスクが良いサービスであれば、市内京王沿線で同様のサービスを行って欲しい。</p> <p>⑩バリアフリーの点検事項として、歩行者視点で道路の危険箇所洗い出しとその改善を優先事項とすべきである。 調布市バリアフリー基本構想の重点地域以外であっても、生活関連施設の指定箇所、小学校通学路、病院や福祉施設へのアクセス道路など、バリアフリーを必要とする歩行者にとって信号のない交差点や見通しの悪い道路がないか等危険箇所が存在するか、市内全域の生活道路を総点検し、それらを優先して改善すべきである。地図をみただけではわからない自動車のいわゆる「抜け道」については、自動車を通り抜けをさせにくくするハンパやボラード、シケインといったハード面の対策、通行の規制等ソフト面の対策を組み合わせ、交通事故防止とバリアフリー性の向上を図ることが必要である。</p>	市の考え方
74	第3章	第8節	基本目標8 【環境保全、緑・農地・水辺・公園】	<p>第3章第8節</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EV 自家用車導入の促進やEVの充電インフラ整備を推進すべき。 	<p>ゼロカーボンの実現に向けて電気自動車の導入や利用環境の整備の促進は重要な視点でありますので、今後策定する基本計画において参考とさせていただきます</p>

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
75	第3章	第8節	分野別将来像【環境保全】	<p><意見3> 第3章 分野別の将来像とまちづくりの基本方針 第8節 基本目標8【環境保全、緑・農地・水辺・公園】と 1 脱炭素・循環型社会へ変革し、気候変動の抑制に貢献するまち【環境保全】に下記の通り下線部分の追記を提案致します。</p> <p>1 脱炭素・循環型社会へ変革し、気候変動の抑制に貢献するまち 【温暖化対策、環境保全】 産学官民一体となり、ゼロカーボンの実現に向け、持続可能な脱炭素社会・循環型社会を構築することで、(中略)その中で、公共施設の老朽化対策や長寿命化を進めるに当たっては、再生可能エネルギーなどの環境負荷の低いエネルギーの利活用をはじめとするゼロカーボンを目指した整備に取り組みます。</p> <p><賛同と追記理由> 近年、記録的な猛暑や集中豪雨などが頻発しており、地球温暖化の影響が要因とされる気象災害等の被害は深刻さを増しています。令和元年10月に発生した東日本台風(台風19号)は、国内各地に甚大な被害をもたらす。調布市内でも多摩川沿いでは大規模な浸水被害に見舞われました。「2050年ゼロカーボンシティ調布」を目指す取組みとして、こうした気候危機の状況をふまえ令和3年4月、市議会と共同でゼロカーボンシティ宣言を行いました、との記載があります。地球温暖化対策に向けては、市民、事業者の理解を得るためにも本基本構想にこの視点を明記されることが重要だと考えます。</p> <p>再生可能エネルギーの利用だけでは2050年の目標はもちろん、2030年の目標達成も厳しい状況です。本基本構想では、エネルギー消費量削減が付随的な記載となっておりますが、省エネルギーとエネルギーの低炭素化等も「同時並行で推進していく」ことが目標達成に必須と考えます。第6次エネルギー基本計画には「天然ガスは、再生可能エネルギーの調整電源の中心的な役割を果たしている。燃料転換等を通じた天然ガスシフトが進むことにより、環境負荷低減にも寄与する。」「電化による対応が難しい高温域も(中略)ガスの脱炭素化が多きな役割を果たす。」との記載があり、省エネルギーとエネルギーの低炭素化等も「同時並行で推進していく」ことが目標達成に必須であると考えます。</p>	<p>カーボンニュートラルの点から、環境負荷の低いエネルギーの利活用も重要な視点であります。御提案いただいた環境負荷の低いエネルギーの利活用についても、ゼロカーボンを目指した公共施設の整備に含まれるものと考えています。</p>
76	第3章	第8節	1 分野別将来像【環境保全】	<p>5、第3章第8節 豊かな自然と人が共生する、持続可能なまちをつくるために 1 脱炭素・循環型社会へ変革し、気候変動の抑制に貢献するまち【環境保全】</p> <p>①脱炭素社会の構築に向けたまちづくり 本基本構想には「トップランナーとして、ゼロカーボンの実現に向け、産学官民一体となり、「2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」に基づく取組を積極的に推進」とあるが、その具体策を明記していなければ本気の取組みとは言えない。以下例を挙げるが、できることは沢山あるはずである。 本基本構想では重点的に実施する項目までを決め実施計画では目標を掲げ、他市に先行して普及させることが求められる。以下例を挙げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が使用する自動車を電気自動車に転換する ・民間のEVや燃料電池路線バスの導入を市内で進める ・エネファーム(家庭用燃料電池)の普及 ・公共施設・新築/既存戸建・分譲/賃貸マンションへのソーラーパネル設置普及 ・市内における電気自動車充電器の普及 ・樹木を増やす。 ・生産緑地を減らさない。 <p>②良好な都市環境の維持・確保 条例にて路上喫煙を禁止の区域を市内全域に拡大させ、過料徴取も合わせて開始すべきである。受動喫煙防止のためには、税金で喫煙所を設置することはもってのほかであり、調布駅前等から撤去した喫煙所を再度設けることはしてはならない。</p>	<p>基本構想は、まちづくりの理念や取組の方向を示すものです。いただいたご意見については、今後策定する基本計画やゼロカーボンの実現に向けた取組を進めていく際の参考とさせていただきます。また、受動喫煙対策については、調布市受動喫煙防止条例に基づき、関係機関とも連携しながら取り組んでいきます。</p>
77	第3章	第8節	2 分野別将来像【緑・農地・水辺・公園】	<p>7. 第3章第8節の2に記載されている「グリーンインフラの考え方を取り入れた取組を推進しますとあります」 「グリーンインフラ」を基本計画に具体的に取り上げ重点的に進めてほしい。</p> <p>※国土交通省では今年から自治体向け支援を公園やまちづくりに利用できる交付金の活用を呼びかけています。 ※国土交通省で令和2年3月に「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」が設立されています。調布市はまだ会員になっていなければ会員登録しグリーンインフラを進めてほしい。 ※調布市にある鹿島技術研究所の協力を得て進めることもできるのでは。</p>	<p>いただいたご意見は、今後策定する基本計画の策定にあたって参考とさせていただきます。</p>
78	第3章	第8節	2 分野別将来像【緑・農地・水辺・公園】	<p>空き屋空き地が多いならばベンチを置いた原っぱだけでもいいので子どもたちや野の生き物(虫・野鳥)のために公園にしてほしいです。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の公園整備に当たっての参考とさせていただきます。</p>
79	第4章		まちの将来像 将来像の実現に向けて	<p>第4章 まちの将来像の実現に向けて この基本構想に掲げるまちの将来像「ともに生き ともに創る 彩りのどの人も生き生き暮らす共生のまち調布」の実現に向け、調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例に規定した、自分たちのまちは自分たちでつくるという権利と自主自立の精神と責任を持って、共に力を合わせながらまちづくりに取り組んでいかなければなりません。行くことが必要となります。そのため、まちづくりの実践に当たっては、次のことを基本的な姿勢とします。</p>	<p>いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
80	第4章	第1節	市民が主役のまちづくり	<p>3. 情報公開と市民参加</p> <p>1. にしても2. にしても、市民への説明なしに一方向的に進められています。コロナという阻害要因はありましたが、市民にたいする「説明会」での責任者との意見交換の場がなくなり、「オープンハウス」という形で1対1での市側の一方的な説明で済ませようとしている姿勢が目立ちます。コロナに関して規制緩和も進んだ今、この基本構想に関して大きな説明会を開いてはどうでしょうか。</p> <p>市民への情報が計画段階では全くないまま、決まった段階では意見を言ってもムダということが多く、市民参加の実がありません。情報公開請求という面倒な手続きをとっても、重要なことは黒塗りで出てくる。その一方で、外環道問題では市民の個人情報、利害の対立する事業者に漏洩されるという事件がありました。この件に対する関係者の処分には全く納得できません。市の情報管理と市民参加についての認識の改革を求めます。</p>	<p>第4章第1節に記載のとおり、まちづくりの主役は市民です。そのため同節に「2 情報の発信・共有化」を位置付け、市政に関する情報の共有化を推進し、行政の透明化は図るとともに、市民の主体的なまちづくりに関する情報発信を推進していきます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染拡大による社会状況の変化に応じた市民参加手法の見直しや創意工夫に継続して取り組んでいきます。</p> <p>なお、本基本構想素案についての市民説明会は、9月16日(金)・17日(土)に開催しています。</p>
81	第4章	第1節	市民が主役のまちづくり	<p>●この「調布市基本構想案」のどのページも、「市民が主役」「参加と協働」「ともに」などの理念がちりばめられているが、現状(現実)には、「市民参加」はカタチだけのものと思われて仕方がない。</p> <p>・「市民参加プログラム」にあるような、施策、計画の構想段階からの「市民参加」がなく、ほぼいつもたき台とはいえ計画の大よそが決まってから発表し、その後で(手続きとして)市民意見を聞くことが流れたと思う。</p> <p>・昨今では、世田谷区の「デザイン会議」のように、市民、行政、事業者が対等の立場で構想段階からつくり上げてゆく例もあり、市民の意見を反映した使いやすい公共施設を作るうえでこれからの取るべき道だと思う。内容的にも、費用的にも、外部のコンサル会社に高額で委託するよりも安く、充実するのではないか？</p> <p>・第4章第3節に「社会状況の変化に応じて計画を見直すなどの柔軟な対応を図る」とあるが、その基本計画だけでなく、具体的な公共施設の更新などや市政全般のの事案についてもそのように願います。</p> <p>・民主主義の手続きは時間がかかるが、ある程度事業化が進められてからの「計画変更」よりも、企画段階からの市民参画で変更によるリスクが少ない面もある。</p>	<p>第4章第1節に記載のとおり、まちづくりの主役は市民です。そのため同節に「2 情報の発信・共有化」を位置付け、市政に関する情報の共有化を推進し、行政の透明化は図るとともに、市民の主体的なまちづくりに関する情報発信を推進していきます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染拡大による社会状況の変化に応じた市民参加手法の見直しや創意工夫に継続して取り組んでいきます。</p>
82	第4章	第1節	市民が主役のまちづくり	<p>市政、まちづくりの目標、理念は結構と思いますが、それをどう実現、具体化していくのか？</p> <p>例えば、駅前広場、線路跡地、グリーンホール建て替えのこと、福祉センター移転のことなど、大きなテーマを抱えています。本当に市民参加、共働が実現されているのでしょうか？</p> <p>使う当事者、市民の声が活かされているのでしょうか？</p> <p>市民の知らないところで、粛々と進められている感じを多くの方が抱いています。代弁している市民団体の意見も疎かにされているのではないのでしょうか？</p> <p>お題目でなく、真の市民参加の方法を探るべきだと思います。</p> <p>皆の総意、あるいは議論の末に作られるものは、それなりの納得のいくものになるはずですが、コンサルに任せて進行して、最後に市民に説明すると言う手法はよくありません。あとから不備不満が出てきます。</p> <p>市が掲げている市民参加の理念にも反します。</p> <p>今は、武蔵野、多摩、世田谷、杉並など、市民参加で上手に市民の意見要望を取り入れて、満足度の高い施設、施策を作ることになっています。</p> <p>3人寄れば文殊の知恵、多くの利用者の意見を聴いて民主的に進行してください。</p> <p>これは市民生活のどの分野にも言えることです。</p> <p>利用当事者、関心をもつ有志の市民、専門家の意見を総合して、良いものを作り上げる、それが本来のコンサル、設計者、行政の仕事ではないのでしょうか？</p> <p>是非システムを見直してください。</p> <p>他市にその方法を学んで下さい。</p>	<p>第4章第1節に記載のとおり、まちづくりの主役は市民です。そのため同節に「2 情報の発信・共有化」を位置付け、市政に関する情報の共有化を推進し、行政の透明化は図るとともに、市民の主体的なまちづくりに関する情報発信を推進していきます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染拡大による社会状況の変化に応じた市民参加手法の見直しや創意工夫に継続して取り組んでいきます。</p>
83	第4章	第1節	市民が主役のまちづくり	<p>2. 行政とボランティアとのパートナーシップ(位置付け)</p> <p>「基本計画」についての策定をうけて</p> <p>【取り組むべき課題】1.</p> <p>「壁」を超えて「機能強化」を</p> <ul style="list-style-type: none"> 策定計画に応じた庁内組織体制づくり 運営と運用。無駄な事業は見直しをしてほしい。 <p>【取り組むべき課題】2.</p> <p>行政情報は正確に地域に「伝える」。</p> <p>「基本計画が市民に伝わらなければ意味がない」</p> <p>「行政情報」：「少子化・高齢化」。多様化している地域、格差が進行している、市民に対してどう発信していくか、推進していくためには市民にどう「つなぎ」「引継ぎ」拡大できるか。</p> <p>【取り組むべき課題】3.</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政と市民が身近になる社会に向けて市のHP、「調布スマートシティ協議会」「まちづくり協議会」「まちづくりボランティアセンター」と設置。連携 市民にとって自治体は一番身近な行政の接点です。人口減、行政の職員は限られた人材での良質なサービスを維持していく。 ●市民の視点に立って行政と市民の接点である「市民が住役のまちづくり」。 市民には丁寧に、繰り返し、広報、発信していく。 	<p>市のまちづくりにおいて、ボランティアの存在は重要であると考えています。いただいたご意見は今後の市民の参加と協働を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
84	第4章	第1節	市民が主役のまちづくり	<p>7. ボランティアセンターの設置 【まちづくり】の実現に向けて ～市民参加の呼びかけ～ ◎「まちづくりボランティアセンター」の設置 ○福祉が中心となっている市民活動支援センター。多様化している活動がますます拡大している領域などの問題で、対応しきれていない。 ○ボランティアが立ち向かわなければニーズは増大している。貧困、不平等、偏見、差別、暴力、排除等。</p> <p>●ボランティアは人々の暮らしから相互扶助としてのルールとして生まれた。 ○ボランティアの理解：「個人の問題」「心の問題」「困った人を助ける」「自己実現」「達成感」「やりがい」「貢献」「自由意思で決まる」「感謝される」「役に立つ」。 ○ボランティアは人と人との出会いの中から生まれる「勇気と優しさ」が成果である。</p> <p>「ボランティア活動」の基本理念 ○ボランティア活動は自らの自由意思によって、社会に参加し、社会を変革し、社会を創造することができる。 【目的】 広報：啓発活動、情報提供のシステム ①「まちづくりシステム」の確立。②「社会課題の理解」の共有。「地域社会の課題」③「領域」を超えた「社会教育」「学校教育」。④「ボランティア学習」。「人づくり」。</p>	市は、市民活動を総合的に支援する拠点として、市民活動支援センターを設置しています。いただいたご意見は今後の市民活動の支援を進めていく上での参考とさせていただきます。
85	第4章	第1節	市民が主役のまちづくり	<p>8. まちづくり協議会の設置 ◎「まちづくり協議会」の設置 「地域自治協議会」 住民自治力、市民社会力の強化を生かすための取組 各地域の課題はそれぞれ異なり、住民のニーズも多様化、複雑化している。一方地域において新たな参加意識などが芽生え、地域で活躍する様々な住民や団体の力を生かす仕組みが求められる。安心・安全で暮らしやすい、持続可能な地域社会を形成するために、新しい地域自治の仕組みづくり、導入を提案していく。 【目的】 「まちづくり情報が市民に伝わらなければ意味がない」 「場づくり」「組織づくり運営」「活動資金」「中間支援」 ①市民の意見を聞く。②市民がまちづくりをしていく原動力③危機意識④まちづくり情報：「まちづくりニュース」の定期的に発行していく</p>	市は、自治会や地区協議会などの活動を支援しています。いただいたご意見は、地域コミュニティ施策を進める上での参考とさせていただきます。
86	第4章	第1節	1 市民が主役のまちづくり 【共創のまちづくり】	<p>取り組んだテーマ「参加と協働のまちづくり」「学校教育・生涯学習」 1. ボランティアに光をあてて ～まちの将来像の実現に向けて～ ボランティアに光を当てた「参加と協働のまちづくり」</p> <p>市内の小中学校で、地域で、地元自治会でボランティア活動を通じてまちづくり活動の難しさを学びました。「人が変われば変わる」まちづくりはルールが必要。 活動する地域はボランティア活動「市民の力が地域を変える」。 まちづくりの「市民参加」「市政参加」を通じて多くの場多くの人に出会い学ぶことができました。ボランティア学習を通じて、自身の生き方が変わってきたこと、地域を変えていくという二つの視点を学んだこととは、行政・家庭・個人のみでは限界にきている。 ①制度の狭間で悩み、苦しんでいる子ども達。②既存施策では応えきれないニーズ③地域の拠点の「自治会、町内会」離れの様々な問題。 ②2001年（平成13年）「調布市基本計画の策定をした、〔人づくり、まちづくり〕を公表（抜粋）。市民が主役のまちづくり 21世紀初頭のまちの将来像を「みんながつくる・笑顔輝くまち調布」と定め、 ③後期基本計画（素案）平成19年（2007）度～平成24（2012）年度（抜粋）。7つの重点的な取り組み○福祉・健康施策の充実。○子ども・教育施策の充実。○安全・安心のまちづくり。●参加と協働のまちづくり推進。 ④平成24年調布市基本構想特集号が市報に掲載され「まちづくりの基本理念」：「人と人がられあいや思いやりの心を大切に」 ⑤「地域共生社会」の実現と構築をめざして。○地域活動のボランティア文化を育て地域活動を増やしたい。●「参加と協働のまちづくり」は重要課題である。 ⑥これからますます「分断化」し困難化していく社会。「基本構想計画」の策定は10年後の将来像や方向性を示していく。 ⑦制度設計は目的、目標を明確に、正確に市民に分かりやすく丁寧に地域に発信していくことが重要である。</p>	多様化・複雑化する諸課題に対し、これまでの幅広い市民との参加と協働のまちづくりを更に発展させ、NPO・企業・大学等、多様な主体とともに考え、ともに行動し、地域課題を解決していく共創のまちづくりを進めていきます。
87	第4章	第1節	1 市民が主役のまちづくり 【共創のまちづくり】	<p>3. ボランティアの理解 【取り組むべき課題】4. ●「行政とボランティア、NPOとのパートナーシップ」行政による支援 ・行政がこれからのボランティア活動、NPO活動の発展の上で大きな役割を期待できる。</p>	市は、市民活動を総合的に支援する拠点として、市民活動支援センターを設置しています。いただいたご意見は今後の市民活動の支援を進めていく上での参考とさせていただきます。

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
88	第4章	第1節	1 市民が主役のまちづくり 【共創のまちづくり】	<p>4. 基盤整備・環境の整備 【取り組むべき課題】5. 【基盤整備・環境の整備・中間支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政がこれからの活動の支援において果たすべき役割についても、共通した考え方や社会的な合意が必ずしもあるわけではない。 ●行政はボランティア活動、NPO活動に対しては基盤整備・環境整備や中間支援、接的な支援」必要になる。 ●地域社会は格差の進行している。分断した、「多様化している、将来は不透明さに不安」時代によって変化していく市民生活。市民が求めるニーズ対応していく。 <p>【取り組むべき課題】6. 「新しい市民社会」の構築 ボランティアは「市民社会」を構築する重要な担い手である。 市民参加は市民が主体となって地域づくりを行い、市民活動やボランティアは市民参加の一つの形態である。</p> <p>◎どのような社会を目指すのか。◎どのようなボランティアを捉えるのか◎どのように向き合うのか ①ボランティアは自分の意志で始める②ボランティアは自分の関心のある活動を自由に選べる③ボランティアは活動に対して責任をもってその役割を果たす④ボランティアは共感をエネルギーにしていく。⑤ボランティアは活動と通じて自らの新たな可能性を見出す⑥ボランティアは活動に新しい視点や提案を示し行動する⑦ボランティアは安価な労働力ではなく、無限の想像力である。</p>	<p>市は、市民活動を総合的に支援する拠点として、市民活動支援センターを設置しています。いただいたご意見は今後の市民活動の支援を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
89	第4章 第3章 第3章	第1節 第4節 第2節	1 市民が主役のまちづくり 【共創のまちづくり】 分業別将来像【生涯学習】 2 分業別将来像【学校教育】	<p>5. まちづくりはプロセスデザインが重要 【取り組むべき課題】7. 制度設計「参加と協働のまちづくり」の「可視化」 まちづくりはプロセスが重要である。 「理解を深め、参加の呼びかけ」 「市民と協働する」というのは、なにかを達成するための手段であり、まちづくりは社会、経済、文化、環境など生活の根幹を構成するための要素を含めた「暮らしのそのものの創造」である。 「分断を超えて」合意に「対話の力」「勇気と優しさ」で「こんなまちにしたい」「こんな風に変えたい」人を増やしたい、行政指導ではなく、市民の発想を大切に、サポートし、バックアップを市民が主役のまちづくりの推進のため、具体的な取り組みを進めてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化、複雑化している、行政課題、や市民のニーズに的確に柔軟に対応するためには市民は機会があれば参加することも期待して取り組んでいく ●市民が安全安心した生活が送れる事 ●「調布で育ち、調布で学び、調布に住み続けたい」を目指して ●子ども達の教育は子供たち一人一人、命を大切に、人の尊厳を重んじた教育 ●子どもから親に至るまで「夢と希望が輝く「スポーツ」文化は感動を与え地域は動く ●民間にできる事は民間に任せていく「企業のCSR活動」「調布市の包括協定している7大学との連携」。 <p>調布市の【生涯学習】への提案 成熟化、多様化した時代！ ボランティア学習を通じて 自己実現型活動から問題解決型活動に、社会貢献型活動に。 ●いつでも、どこでも「学べる場」が必要。「学び」「人づくり」の調布を目指して ●生涯学習できる場を多く作って欲しい。 ●生涯学習を身近に感じ、気軽に参加できる講座や体験学習を増やして欲しい (次ページへつづく)</p>	<p>市は、市民活動を総合的に支援する拠点として、市民活動支援センターを設置しています。いただいたご意見は今後の市民活動の支援を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>また、多様化・複雑化する諸課題に対し、これまでの幅広い市民との参加と協働のまちづくりを更に発展させ、NPO・企業・大学等、多様な主体とともに考え、ともに行動し、地域課題を解決していく共創のまちづくりを進めていきます。</p> <p>生涯学習については、第3章第4節において、だれもが時間や場所にとらわれず、自由かつ数遺体的に学べる学習環境を充実させるとともに、学びの成果を生かし、学び合える環境をつくることとしています。</p>

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
				<p>(前ページからのつづき) 【学校教育】 教育委員会の力量に期待したい ～かかわり、ぬくもり・学び合い～ 「調布市教育大綱」「調布市教育プラン」に基づき、市で抱えている課題を把握し、その解決につないでいく。教育目標は、社会の変化や調布市の実情に応じて見直し、毎年検討し、調布市基本計画との整合をはかる。「調布市教育プラン」に、基づいた教育を推進していく教育委員会の取り組み(教育方針4学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める)。</p> <p>【安全・安心な学校づくり】 「地域の活性化、つながりの構築」 教育委員会「学校と地域との連携」の取組 「学校ボランティア」の環境整備が出来ていない</p> <p>平成21年度教育委員会を通じて ～地域の教育力を学校に～ 学校だけでは様々な課題を解決することが難しくなっている。 家庭と地域と学校と地域一体となって子供たちを育てる事が重要である。</p> <p>「学校ボランティア制度」。「学校支援地域本部制度」の導入 地域が学校に参加するためには予め「準備・学び」が必要である。</p> <p>「調布市学校ボランティアネットワーク」の重要性 「地域の教育力を期待するという姿勢を持つことが出来る程成熟していない。 ～情報交換～情報共有～ネットワーク～仲間づくり～学び～ ①学校ボランティアが活動していくための基盤・環境づくり。場づくり。 ②地域の活動を支える基礎は「人と人のつながり」。③社会課題の理解になっている「いじめ、暴力、排除、不登校、小1プロブレム」など自分たちでできることは何かを考え、実行に移せる社会性を身につける。 ⑤地域社会・市民活動していくにはルール・マナーがある ⑥地域社会はボランティア・ボランティア活動が土台になる。</p> <p>「子ども一人一人の生命をほんとうに大切に作る学校づくり」 【学校の地域と連携した支援体制】 学校にとって学校に関わっていくためには教育機関として学校の一員として、仲間として理解が必要である。地域、特に学校の領域内に関わるコーディネーターは欠かせない。現在学校と地域は離れており地域の教育環境は薄い。学校教育に地域が参画し「子供たちの安全安心した学校づくり」を推進していく「学校の支援体制」が必要である。</p> <p>市は地域の人材を活用し学校教育を充実させるために「学校支援地域本部」から「地域学校協働活動」にかえて令和3年から学校に「地域学校協働本部」を設置。取り組みをしている。</p> <p>「課題」 「地域学校協働活動」の推進に熱意と識見②「地域学校協働活動」への深い関心と理解③地域やまちづくりに理解と関心④地域の福祉活動に関心。スキルアップのための研修や情報交換・交流の場の設置。</p> <p>・教育委員会は学校ボランティアを育てる責任と役割がある 地域やボランティアが学校に関わるためには準備が重要になる。 学校の運営に一員として活動が必要</p>	<p>学校教育については、調布市教育大綱を定め、市長部局と教育委員会との連携を推進しています。 いただいた学校ボランティアについての意見は、今後策定する基本計画の策定に当たって参考とさせていただきます。</p>
90	第4章	第2節	市民のための市役所づくり	<p>第4章第2節 ・調布市のデジタルシフトに向けて、内部の人材だけでなく東京都の副知事のように本格的なデジタルシフトを推進できる外部人材を採用する取組が必要。また、デジタル分野専門の職員採用も検討の必要があるのではないかと。</p>	<p>行政のデジタル化を進めるに当たって、人材の育成・確保は重要な視点であります。第4章第2節の「2 行政のデジタル化の推進」において、専門人材の確保・育成を位置付けており、外部人材の採用も含め、行政のデジタル化を推進していきます。</p>
91	第4章	第2節	市民のための市役所づくり	<p>●第4章 まちの将来像の実現に向けて 第2節 市民のためのまちづくり 2021年11月に匿名通報によって発覚した都市整備部街づくり事業課の外環道事業者への市民の個人情報漏えい問題は、削除されたメールを復元することを市長が拒否して真相が究明されないままであり、市役所の信用は失墜したままである。 「3 人材の確保と育成」に書かれていること、「職員一人一人が、市民に信頼され、市政の担い手として意欲を持って職務に取り組むことができるためには、市政の大掃除が必要である。そのことが書かれていないから、「市民のためのまちづくり」は絵にかいた餅か、フェイクである。 腐った患部にメスをいれないと、若い優秀な人材も育たない。</p>	<p>第4章第2節の「3 人材の確保と育成」に記載のとおり、職員一人一人が市民に信頼され、市政の担い手として意欲を持って職務に取り組むことができるよう、研修や自己啓発等を通じて、人材の育成を図っていきます。</p>
92	第4章	第2節	1 市民のための市役所づくり 【組織体制の整備】	<p>第2節 市民のための市役所づくり 1 組織体制の整備 市民に分かりやすく簡素で効率的な組織体制を整備します。また、新たな行政課題や組織の枠組みを超えた取組が必要な課題に、機動的に対処できるよう部署間の連携を強化し、施策の効果的な展開が図れるような組織の実現を目指します。簡素化したためにこぼれ落ちるものが出て来る可能性がありますが、こぼれ落ちることのないよう配慮します。</p>	<p>第2章第1節のまちづくりの基本理念にあるよう、誰もがいつまでも安心して住み続けたいと思えるまちをつくり、次の世代につないでいきます。</p>

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方	
93	第4章	第2節	2	市民のための市役所づくり【行政のデジタル化推進】	4. 行政のデジタル化 デジタル化は事務の効率化のために必要なことではありませんが、システムの管理と技能の習熟に万全を期しないと非常な危険が伴います。現に南房総市では、全市の小中学校の生徒2000人余と職員200人の個人情報盗まれ、身代金を払わなければ公開すると脅かされています。調布市で小学生に配布されたタブレットにも個人情報がたくさん入っており、これが悪用されないような措置が取られているのか、とても心配です。	行政のデジタル化を進める上で、セキュリティ対策は重要な視点であり、専門人材の確保・育成と合わせてセキュリティ対策も進めていきます。
94	第4章	第3節	2	計画的な行政の推進【健全な財政運営と行政改革の推進】	6、第4章第3節 2 健全な財政運営と行政改革の推進 ①行革プラン2019 コロナ禍において市民の生活状況は一変した。無駄な費用支出と市民へのサービス低下を避けるために、本基本構想の策定と合わせ、「行革プラン2019」の検討内容の見直しは必須である。 調布市は「行革プラン2019」の中で「グリーンホール及び総合福祉センターの在り方検討、整備の推進」を掲げ、その内容は、グリーンホールの現位置建替えと、総合福祉センターについては京王多摩川駅西側アンジェ跡地に計画されている新築建物への移転となっている。令和3年6月発行の「総合福祉センターの整備に関する考え方(素案)」の市民説明会が令和3年7月17日に開催され、その資料中で総合福祉センターの移転について令和6年度中に移転予定というスケジュールが記載されている。※最新資料では令和7年度中移転予定 現調布市基本構想の実施内容に位置づけられる「行革プラン2019」で検討されている「総合福祉センター移転」という文言が「調布市バリアフリーマスタープラン～移動等円滑化促進方針(案)(以下本マスタープラン)」及び「調布市バリアフリー基本構想(案)」に出ている。このことは総合福祉センター移転計画を意図的に市民に隠していると考えられる。調布市社会福祉協議会が入居する総合福祉センターはバリアフリーを必要とする市民サービスの核となる重要施設である。 バリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想各案策定は令和7年度までの事業実施時期「短期」に分類されており、この移転計画が令和7年度に完了する計画であるにもかかわらず明記されないのは明らかに異常である。決定していないことは記載しないのではなく、構想時点で施行時に現在と大きく変わる施設関連の計画が判明しているのであれば、記載内容は網羅されていなければならない。 ②総合福祉センター移転と財政費用負担 総合福祉センター移転後の費用負担は未決定ということであるが、移転後の総合福祉センターは京王グループの建設した建物への入居となり、固定費としてのテナント料など借入に関わる費用が発生すると想定される。この移転は、市の財政上、民間への長期継続的なキャッシュアウト負担となる。わざわざ駅前の一等地に現存する市有財産を捨て、より不便な場所に立つ民間ビルに移転するということは財政の観点からもおかしい話で、説明が付かないことである。 ③グリーンホール建替は必要ない 1、第1章第3節6 ゼロカーボンシティ調布の実現で述べたが、グリーンホール、総合福祉センター両建物とも、市が施設維持を目標とする築60年未満の建築物である。リファイニング建築により耐震改修を行い、設備更新を行って改修することができれば、建替えをしなくて済み、建物全部を新築する費用より安価となる筈である。グリーンホールと総合福祉センターを除却して高層ビルを建設してもコロナ禍でオフィスやホテルの需要もなくなっているのではないだろうか。高層階をマンションとした場合には、学区域である第一小学校の教室不足が懸念される。高層ビルを建設すれば建設費用と維持管理費用もより高額となる。リファイニング建築は従来の建替と比して、工期7割、工費7割、CO2は7割削減と言われる画期的な工法である。民活による高層ビル建設を目的とせずに、改修工事に方針を転換すべきである。公共施設マネジメントの中で、たとえ民活の利用であってもこの建物の建替だけに多額の費用を掛けるのは不適切であり、耐震とバリアフリーを目的とした改修に留めるべきである。 (次ページへつづく)	本年2月に取りまとめた総合福祉センターの整備に関する考え方においては、新たな総合福祉センターについて、地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点とすることを基本理念に掲げました。 この考え方の下、新たな総合福祉センターの整備においては、施設機能の充実に加え、支え合い活動や情報発信の拠点機能の充実を図ることにより、地域福祉の推進に向けた拠点機能の強化に取り組んで参ります。 あわせて、地域共生社会の充実に向けて、京王多摩川駅周辺のまちづくりと連動した取組を進める中で、市民が気軽に立ち寄れる場を確保し、多世代、多様な主体が交流する機会の創出を目指して参ります。 グリーンホールは、調布駅前広場に接する好立地を生かしたまちの魅力を高める施設として、公民連携による事業手法や利用者等の意見を踏まえ、ホール機能の検討を進めて参りました。こうした中、コロナ禍による民間事業床に関する需要の変化等が明らかとなり、それらに対応した事業スキームを構築する必要があると考えております。そのため、現下の社会環境を踏まえたさらなる検討やその結果に基づく基本構想の策定など、整備に向けた取組を進めて参ります。

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
				<p>(前ページからのつづき)</p> <p>④調布駅南地下自転車駐車場建設中止の総括と反省を 調布市自転車等対策実施計画に活かすこと 調布市自転車等対策実施計画は、平成 20 年度から平成 37 年度までの18年間に渡る長期計画として策定された。12年が経過し、令和2年の改定版(案)で調布駅周辺の需要台数が7,250台に修正されたが、修正前の需要台数は7,800台であり、この需要台数をもとに1,400台(線路敷地)+1,900 台の調布駅南地下自転車駐車場(駅前広場地下駐輪場)の建設が計画されていた。調布駅南地下自転車駐車場の建設計画については、駅前広場の地下にまず自走式の駐輪場を建設し、その後1.8 倍面積のロータリーが造られる予定地となり、駅前広場やタコ公園にある樹木の伐採中止を求める16,000筆もの署名が集まった。当該地下自転車駐車場は地下施設でありながら、京王線調布駅の地下改札階と地下階では接続されない構造であった。また、都市計画駐輪場として1,900台の収容台数は設計上の数値であり、運用時には管理者の人手によって自転車間隔を詰める作業が必要であることが判明し、非常に利用者を使い勝手の悪い設計であることや、駐輪場躯体の巨大コンクリートの箱が地下に埋設されれば、駅前広場・タコ公園に大樹が根を地下に向かって伸ばすことが難しくなることなど、19億円もの事業費に対し、問題の多い計画であった。平成28年6月8日「都市計画自転車駐車場事業認可及び調布駅前広場の事業進捗状況に関する説明会」の質疑応答で、調布市は「現在、調布駅周辺の自転車駐車場は、無料の施設を含めると台数的には必要量を満たしており、どこかの駐輪場にとめられる状況である。今後、無料時間帯の料金設定を導入するなどして、放置自転車の削減に取り組んでまいりたい」(議事録より)と回答を行っており、平成28年時点で既に駐輪場が不足している状況ではなかった。平成28年9月30日には駅前広場タコ公園でお別れ会が開催され、2,000人とも言われる来園者がある中、同日に同公園は惜しまれつつ閉鎖された。第一小学校跡地のレガシーとして存在していたタコの滑り台や砂場などの子どもたちの遊び場が調布駅前広場から失われた。平成29年9月29日にトリエ京王調布の開業に伴い、京王電鉄により新規に800 台の駐輪場が開設され、調布駅周辺で民間分を含めた駐輪場施設の設置状況は激変し、駐輪場台数は大幅増となった。それにも関わらず、市は直ちに駐輪状況の調査、需要台数の見直しを実施しなかった。調布市は、平成 30年1月16日の市民向け説明会で、最高責任者である長友市長が登壇し、「自らの責任で工事を実行する」と調布市商工会の名前を出しながら明言した。平成30年2月・3月、サウスゲートビル前の記念樹4本を残すための修正設計期間(平成30年9月末まで)途中だったにもかかわらず、市民の思いを無視し、駅前広場の56本の樹木を見切り発車で伐採/移植を実施し、駅前広場の大半の樹木が失われてしまった。平成30年7月31日、東京都はラグビーワールドカップ 2019 大会のファンゾーン多摩会場として、調布駅前広場・グリーンホールを選定した。都が行ったこの選定は、世界的イベントの開催会場を確保するために、調布駅前広場で地下駐輪場工事仮囲いを設置したまま(工事休止)とすることができなくなった決定的瞬間だったと推察される。平成30年9月28日、読売新聞にて地下駐輪場が記念樹木の保存と両立できないためという理由で、地下駐輪場が建設困難であることが記事になった。調布市は、修正設計の期間終了を丸1ヶ月以上超過した、平成30年11月12日に議会全員協議会を開催して議員に対し地下駐輪場建設中止を伝え、</p> <p>一方、市民に対しては、市報やホームページといった周知手段があるにも関わらず、公式に市民に対しての地下駐輪場の建設中止を知らせることを全く行わなかった。市報平成30年12月20日号のトピックスに初めて市民向けに地下駐輪場の建設取り止めが小さく記事となった。同日ホームページには市議宛の文書である11月12日議会報告会資料が掲載された。市民への説明は越年し、ホームページ掲載後2ヵ月以上経った平成31年1月17日の駅前広場の整備に関する説明会で行われた。当該地下駐輪場問題の端緒は平成20年の調布市自転車等対策実施計画策定を基に1,900台収容の調布駅南地下駐輪場が計画されたことである。平成28年6月時点か、遅くとも平成29年9月のトリエ京王調布開業のタイミングで調布駅周辺の駐輪状況を調査し、需要台数について再試算し、駐輪場建設計画の見直しを行っていただければ、調布駅南地下自転車駐車場の建設をせすとも需要を満たしているという現況が確認できたはずである。少なくとも平成30年2月・3月時点で見切り発車状態での駅前樹木の伐採を強行せずに済んだと考えられる。イベント開催についてもシネマフェスティバルをタコ公園部分含めて会場とした実績もあり、完全に更地でなければ開催できなかったわけではない。市民の税金を(調査費、当初設計費、修正設計費、旧駐輪場解体費で)合計約1億5千万円使ったこと、取返しのつかない樹木伐採を修正設計終了前に行った市の責任は重大であり、事業中止と樹木伐採強行についての総括と反省が求められる。今回は平成20年の計画策定から11年が経過した時点での見直しとなったが、令和2年度以降も駐輪場の需給調査を2~3年毎に見直しを行い、調布市自転車等対策実施計画に反映させ、駐輪場建設計画見直しを適時行う必要がある。さもなければ、過去に算出した実情に合わない需要台数試算に基づいた駐輪場建設計画を進めようとした調布駅南地下自転車駐輪場建設計画中止の反省を活かすことにはならない。地下自転車駐輪場建設計画中止に続き、安藤忠雄コンセプト案由来の巨大な楕円形ロータリー案を根本から設計を見直し、スーパー調布とうきゅうから京王線公園口までの歩行者動線を直線化してロータリーの大きさを大幅に縮小することを希望する。連続屋根でバスが正着可能な交通ロータリーと、イベント広場、樹木あふれる旧タコ公園のような児童公園に加え、機械式駐輪場、商店、噴水等を配置して、駅前広場に交通結節機能と市民の4憩いと賑わいを全部実現することが可能になる。</p>	<p>第3章第7節に記載のとおり、京王線の地下化によって創出された駅前広場及び鉄道敷地の整備を着実に推進し、魅力ある都市空間の形成を目指します。駅前広場の整備に当たっては、これまで交通管理者等との関係機関協議や市民参加を実践しながら決定した「調布駅前広場整備計画図」を基に、整備を進めていきます。</p>
				<p>⑤公共施設マネジメントの課題を基本構想に明記する。 週刊東洋経済2020年1月24日号 首都圏145自治体ランキングにおいて、調布市はインフラ更新費8位と発表された。市内では今後昭和40年~50年代高度成長期に建設された、学校や図書館などの施設の老朽化がまとまって表面化することになる。公共施設マネジメントの取組が今後重要となるので以下を本基本構想に明記し、方針として欲しい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、リファイニング建築などの再生手法を駆使して、建替を極力行わないこと。 特に全国的にも珍しい染地小学校の六角形教室集合体の校舎は文化財として保全する。 2、小中学校統廃合、図書館分館の閉館は行わない。 3、(2の方策として)学校ごとの児童のばらつきがある場合には、小学校学区の見直しを行い、地区協議会の活動域も合わせて見直し、是正する。 4、自校式の給食調理方式は維持する。 	<p>公共施設マネジメントについては、今後策定する(仮称)公共施設マネジメント計画において、具体的な内容を位置付けていきます。</p>

No.	構成(章)	節	項目	御意見等の内容	市の考え方
95	第4章	第3節	2	計画的な行政の推進【健全な財政運営と行政改革の推進】 健全な財政運営と行政改革の推進 ○調布市公共施設管理計画、マネジメント計画を推進するのに、国、都から補助金を目当てに、市の施設を民間業者や指定管理者に委託ありきの考え方することなく、それが最適な事なのか。健全な財政を維持できるのか。建て替え、集約複合化が、今コロナ渦でお金がない中、急いで進めることなのか、立ち止まることも必要では、保全して残せるものは残してほしい。集約・複合化で施設が遠くなることはこまる。身近な生活圏の中に小さな公共施設でもあってほしい。市民にとっても市にとってもそれが、未来の世代に胸を張ってやる公共施設を残していきたい。 個別施設で計画が持ち上がった時点での利用者、市民への周知をし、市民、市議会、市長と共に調布のまちづくりをしてほしい。 ○総合福祉センターが調布駅南口から移転、京王多摩川では遠くホームも怖い、障がい者、高齢者には行きずらく、いかない。集約複合化し、敷地面積が減る計画。移転ありきの計画は、考えて直してほしい。総合福祉センターでなくてもいいのでは、今回の計画は、障害を持っている人たちを家からでて、社会とかかわろうという意欲をなくし、市民にとっても行政と共に力を合わせ、まちづくりをする意欲を、行政離れを強くした政策です。 調布の一等地である調布総合福祉センター、グリーンホールの敷地は、大切な市民の財産である。 この共生社会の実現ができる場を中心地から、市役所、福祉行政から遠くに、共生社会を想いとする今回の基本理念がわからない。 ○市の計画にプロポーザル募集をし、民間企業が決まり、そこが計画を策定する。コンサルタントとして委員会に入っていく。その時に市・職員は、民間企業と市民との調整役、橋渡しの役割にならないよう主体的に勧めてほしい。市、職員とともに策定していきたい。 ○官民連携で公共施設をつくるといふ。民間業者が入れるかのサーズン調査を、委託された民間業者がする、そしてそのはいる業者が、その関連業者だったりしたら？ なんか疑問を感じる仕方だな？	本年2月に取りまとめた総合福祉センターの整備に関する考え方においては、新たな総合福祉センターについて、地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点とすることを基本理念に掲げました。 この考え方の下、新たな総合福祉センターの整備においては、施設機能の充実に加え、支え合い活動や情報発信の拠点機能の充実を図ることにより、地域福祉の推進に向けた拠点機能の強化に取り組んで参ります。 あわせて、地域共生社会の充実に向けて、京王多摩川駅周辺のまちづくりと連動した取組を進める中で、市民が気軽に立ち寄れる場を確保し、多世代、多様な主体が交流する機会の創出を目指して参ります。 グリーンホールは、調布駅前広場に接する好立地を生かしたまちの魅力を高める施設として、公民連携による事業手法や利用者等の意見を踏まえ、ホール機能の検討を進めて参りました。こうした中、コロナ禍による民間事業床に関する需要の変化等が明らかとなり、それらに対応した事業スキームを構築する必要があると考えております。そのため、現下の社会環境を踏まえたさらなる検討やその結果に基づく基本構想の策定など、整備に向けた取組を進めて参ります。
96	第4章	第2節	3	市民のための市役所づくり【人材の確保と育成】 ●市では、1990年代に国内では先駆的に女性市議会議員の比率が3割を超えたが、今も3割台で伸びていない。 しかし、もっと問題なのは市内の女性管理職の割合の低さではないか？ 市民の半分は女性である中、当然施策に女性の視点は必要。市議は自ら志して立候補するが、職員の登用には上司男性の判断に拠るものが多いかと思われる。非常勤職員は全職員の半数、その大部分が女性だと聞くと、女性の立場が弱いこの国の現状にあっては、地方自治体が心がけて改善しなければ、国の無策に流されるままだと思う。このための検討会なり市民会議がほしい。	第4章第2節の「3人材確保と育成」において、仕事と生活の調和を図り、介護や育児等の様々な事情を持つ職員を始め、全ての職員がそれぞれの能力を十分に発揮し、活躍できる職場環境づくりを進めることとしています。併せて、女性の視点をより市政に生かしていくため、様々な取組を通じ、一層の女性職員の活躍を推進していきます。
97	第4章	第3節	3	計画的な行政の推進【ファシリティ・マネジメントの推進】 3 ファシリティ・マネジメントの推進 市が保有する公共施設及びインフラの老朽化に対応し、長期にわたり安全に安心して利用できるよう、必要となれば民間活力もを活用し、サービスとコストの最適化を図りつつ、計画的な維持保全・更新に取り組めます。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
98	第4章	第3節	4	計画的な行政の推進【行政評価による行政運営】 4 行政評価による行政運営 まちづくりにおける個別の施策や事務事業については、その目的、優先性、成果、効率性などについて、行政評価により検証し、改善等を図ります。なお、評価結果や事業等の見直しについては、市民に分かりやすく示すとともに、理解を得市民の意見を取り入れながら取組を進めていきます。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
				福祉 難聴や失語症者に対する情報保障として意思疎通支援がしっかり行えるようにしてほしい。特にデジタルディバイドに関して、利用できない可能性が高く格差が生まれにくい（取り残されない）ような支援がゆきとどくよう、基本構想内でも意思疎通支援の重要性を明文化してほしい。	本意見は意見募集期間終了後に提出されたため、参考として掲載します。